

じんけん

ながさき

考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心
「みんなで築こう 人権の世紀」



11/11㊦~12/10㊦
長崎県人権・同和問題啓発強調月間

みんなの人権 110番 0570-003-110	子どもの人権 110番 0120-007-110	女性の人権ホットライン 0570-070-810
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

長崎県はV・ファーレン長崎と連携・協力し、人権啓発活動を行っています。
長崎県・長崎県教育委員会・長崎県人権啓発活動ネットワーク協議会 お問い合わせ/長崎県人権・同和対策課 095-826-2585

長崎県人権・同和対策課

2016年度作成ポスター

はじめに

わが国では、昨年4月に「障害者差別解消法」が施行されたのをはじめ、6月には「ヘイトスピーチ対策法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が公布・施行されました。さらには、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消のための基本理念を定めた「部落差別解消推進法」が12月に成立し、差別を解消し人権を擁護するための法整備が着実に進みました。

しかしながら、インターネットでの部落所在地情報の流布をはじめ、児童虐待やドメスティックバイオレンス、学校や職場でのいじめ、子どもの貧困の問題など、今もなお社会には解決すべき人権問題が多く存在しています。そのような人権問題の解決には法整備とあわせて、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養と人権尊重の理念の普及のための教育・啓発をさらに充実させていくことが重要であることは言うまでもありません。

県では、これまで、長崎県人権教育・啓発基本計画のもと温もりと心の豊かさが実感できる社会の実現をめざし、各市町をはじめ関係機関と連携し、あらゆる場や機会をとらえて人権教育・啓発を推進してまいりました。しかし、県民の方から「人権は難しい、人権は敷居が高い、講座をしても人が集まらない」といった声が聞かれる状況は、まだ払拭されていないのも事実です。平成27年度の人権に関する県民意識調査の結果においても、「あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。」という設問に対して、もっとも参加割合が高かった官公庁主催（国、県、市町、公的機関）の講演会・研修会でさえ15.7%と低く、地域や職域において人権教育の裾野が広がっていないことが課題として浮き彫りになっています。

このような状況を踏まえ、効果的な人権教育・啓発のために様々な取組の改善とあわせて、地域で人権教育・啓発を進める核となる指導者の養成と相互のネットワークづくりが重要になっています。そこで、本資料では、指導者養成のための講座の内容や昨今特に話題性の高い人権課題に対する学習プログラムを掲載し、人権についての理解を促すとともに地域や職域等で活用しやすい内容にすることをめざしました。

本資料が県民の皆様や人権教育・啓発に取り組む皆様、また関係機関・団体の活動の一助となれば幸いです。

平成29年3月

長崎県県民生活部人権・同和対策課長

目 次

CONTENTS

はじめに

1. 人権・同和教育地域リーダー養成講座報告
ワークショップの手法から
学びの場を創造しよう 1

講師：桜井・法貴グローバル教育研究所代表 桜井高志
報告：長崎県県民生活部人権・同和対策課 教育研修班

2. 論 考
「人権に関する県民意識調査」
(平成27年度意識調査報告書)を読む 11
長崎県人権教育啓発センター 阿南重幸

3. 参加型学習を取り入れた人権・同和教育学習プログラム 24
- プログラム1
「障害者差別解消法の授業から反差別を学ぶ」 25
- プログラム2
「性の多様性～あなたがあなたらしく生きるために～」 32
- プログラム3
「性の多様性を認め合う教育
セクシュアル・マイノリティの人権について
～LGBTってなに？」 35

資料編

- 新規購入DVD・ビデオ情報 38

平成 28 年度 「人権・同和教育地域リーダー養成講座」

ワークショップの手法から学びの場を創造しよう

講師：桜井・法貴グローバル教育研究所代表 桜井 高志
 報告：長崎県県民生活部人権・同和对策課 教育研修班

本講座の目的

○人権・同和教育を中心に据えたまちづくりを担う指導者を各地で養成するとともに、その指導者と各市町関係機関関係者等との連携及びネットワーク化を図ることにより、地域の実態に応じた人権・同和教育に関する活動や事業を創造し、人権教育・啓発の充実を図ることを目的とする。

【開催地・期日・受講者数等】

	開催期日	開催地（会場）	対象地域	受講者数
1	8月25日(木) ～26日(金)	時津町北部コミュニティーセンター	時津町、長与町、西海市	21名
2	10月4日(火) ※台風のため5日は中止	川棚町中央公民館	川棚町、東彼杵町 波佐見町、佐世保市	27名
3	10月6日(木) ～ 7日(金)	五島市役所3F 中会議室	五島市、新上五島町	14名

1. はじめに

今回の養成講座は、ファシリテーターの第一人者である桜井高志さんを講師にお招きし、参加型の手法を使った人権学習ワークショップを体験し、その特徴や必要性、参加型手法を活用した人権学習のあり方などについて学び、それらを土台にしてまちづくりのための人権学習プログラムを考えていくという内容で実施した。

桜井さんは人権学習について、「話を聞いて理解した、それでよしではない。人権をいかに『自分の事』として考えるかが大事。」と言われる。そこで、そのための有効な一つの手法としての参加型学習を体験しながら、人権の捉え方について受講者それぞれに考えてもらうというねらいのもと講座がスタートした。

[1] 座席からも人権を考える

さっそく、桜井さんから受講者への問いかけが始まった。「席は自由なのですが、今なら移動する権利があります。隣の人をチラッと見てください。本当に隣の人でいいですか?」という問いかけであった。受講者は意外な問いかけに多少戸惑いながらも、席を移動する人はいなかった。座席については、日本でやるときは仲のよい同士で座ることが多いが、海外でやるときはわざと好きでない人と組ませること

があるそうである。そのことについて、桜井さんは、「日本では人権がやさしさや思いやりで語られることが多いが、それらは道徳である。人権は道徳とはちがう。人権は理解しづらい人、価値観の違う人、付き合いにくい人でも、相手を否定しないでどうしたら協力できるかを探る。どんな嫌な人であってもその人の人権を侵害してはならない。西洋型の人権はそのような捉え方であり、みんなで居心地のよい状態をつくることをめざすことが大切。」と理由を述べられた。このことが後ほど学ぶ日本型と西洋型の人権を考える伏線となった。

[2] ペアワークを活用する

今回の講座では、課題への入り口やふりかえりの場面において、隣同士で意見の交換をするという「ペアワーク」が多く取り入れられた。ペアワークは座席の移動などの手間がかからず、簡易に意見交換ができる効果的な手法である。桜井さんは、ペアワークをする意義について、相手の価値観や背景の違いを感じながら「学びの広がり」をもたらすものであると言われる。実際に講座の中で、このペアワークを体験してみると、相手の考えや意見を聞いて触発されたり、自分の考えをより明確にしたりすることができることを実感した。ファシリテーターのスキルとしても、受講者に身に付けてほしい手法であった。

2. 人権学習の「2つ」のアプローチ：「日本型」と「西洋型」

[1] 「人権」のイメージは？

「『人権』について、思い浮かぶ言葉をお隣の人と話し合って10個以上書き出してください。」

新たな課題が示され、ペアワークに移った。しかし、だんだんと答えに詰ってきて、目標の10個にはなかなか届かない。そのような中、桜井先生から、「10個以上でなくてもいいんです。隣の人と一緒にできたことがいいんです。10個できなくても深い話し合いができたらいいいんです。しっかりと隣の人と意見交換ができたらいいいんです。自分でもやってみよう、それが参加型なんです。」という助け舟が。みなさんの気持ちが、少し楽になったようだった。

さて、受講者から発表された人権のイメージは以下のとおりである。(10.6 五島会場)



- | | | | |
|-------------|------------|--------|-------|
| ・ 尊重 | ・ 輝く、輝かない | ・ 個性 | ・ 勇気 |
| ・ 主張 (自己主張) | ・ 絶対に必要なもの | ・ 年齢 | ・ いじめ |
| ・ 互譲 | ・ とつつきにくい | ・ やさしさ | ・ 障害 |
| ・ 差別 | ・ 難しい | ・ 思いやり | ・ 虐待 |
| ・ 権利 | ・ 同和教育 | ・ 心 | |

人権をイメージすると、気持ちの問題と意識的なものが出てくる。日本では「やさしさ」「思いやり」といった気持ちの問題=感覚的なものが多く出る傾向にある。それは、これまでの日本の人権教育と人権啓発が「やさしさ」「思いやり」に偏った傾向があったのではないかと、桜井さんは言う。そのことは、人権ポスターやイメージキャラクター、人権標語入賞作品を見ればよくわかる。確かに「やさしさ」「思いやり」の文字が多く使われている実態がある。

桜井さんは「やさしさ」や「思いやり」が大切であることを否定するものではないが、それだけで十分なのかという問題提起をされ、以下のように言われた。

もし相手が嫌いな人だったら、思いやりの気持ちを持ちにくい。私たちは神様ではない。人間だから嫌いな人、受け入れられないと思う人に対しては限界がある。人権を心の問題としてとらえていると、(相互の関係が) いいときはいいが悪くなったときは人権を尊重しなくなるという危険性が出てくる。人権は道徳ではない。人権は嫌いな人であっても尊重しなければならないものである。「やさしさ」や「思いやり」を持ってないところで、どうしたら相手の人権を尊重できるかを学ぶこと、それが西洋型の人権の考え方である。

【2】「日本型」と「西洋型」の人権 = 「守る」と「使う」

わが国の人権に対する「やさしさ」や「思いやり」重視の考え方を受け、桜井さんは、人権の扱い方・捉え方が日本と西洋では異なるところがあると言われる。そのことを桜井さんは、「日本型」の人権と「西洋型」の人権という言葉で表現された。

では、それらは一体どういうものなのか。桜井さんの説明を以下にまとめて示してみる。

「人権」はもちろん一つなのだが、人権の扱い方・捉え方に日本型と西洋型がある。

日本の人権教育と人権啓発は何のためにするのかと言えば、「守る」ためにするという傾向が強い。周りの人が「やさしさ」や「思いやり」をもって、「差別されている人を守りましょう」「人権侵害をなくしましょう」「弱い立場の人を守りましょう」そのような目的で行われてきたように思う。そのことはもちろん大切なことではあるが、そこで扱われるのは「やさしさ」や「思いやり」といった気持ちの問題に偏る傾向があるのではないか。「やさしさ」や「思いやり」が相手にも通じるのは、価値観が同質だからである。

その点、西洋社会は、民族や生活習慣、価値観が異なる多民族社会・多文化社会である。そのような中で、国民が一つの共同体として一緒に暮らしていかなければならない状況にあった。そこで求められるのは、「どうしたら相互理解ができるか」「理解できない相手であってもどうしたら尊重したり協力したりできるか」ということである。つまり、様々な立場の人とコミュニケーションをとったり合意を形成してルールを作ったりする、市民社会をつくる者としてのスキルの育成が重視されてきた。日本型の人権を「守る」とすれば、西洋型の人権は「使う」ということである。

人権を「守る」ことは西洋でも大切である。ただ、西洋型の人権は、守るにとどまらない。西洋型の人権教育は、よりよい社会をつくるために、それぞれが個性を出し合い、お互いに理解し助け合うことができるようにすることを目指している。これからますますグローバル化が進み多様化していく中で、「守る」人権教育だけでなく「使う」人権教育にも目を向けていく必要がある。その考え方は、これからのまちづくりにも大いに活用できるものである。

私たちの多くが日本社会の中で生活しているため、「やさしさ」や「思いやり」が一番大切であるという感覚の中で育ってきている。だから、好き嫌いに関係なく相手を尊重しなければならないということに対しては、受け入れることが感情的に難しいところもあるのではないだろうか。そのことが、受講者の発言の中に表れていたように感じられた。桜井さんは、そのような受講者の感情も受け止めつつ、話を進めていかれた。

[3] 人権に対する当事者意識

もう一つ、日本と西洋における人権の捉え方・考え方で大きな違いは、「当事者意識」であると桜井さんは言われる。それはどういうことなのか、桜井さんの言葉を整理してみる。

日本の人権は、日本国憲法が保障しているから、国が国民に与えているというイメージが強い。だから、人権というとあって当たり前のもの、保障されているから心配いらないと思われがちである。

それに対し、西洋では、人権を自分たちが獲得してきたものという意識である。権力者から抑圧されてきた中で、自分たちが獲得してきたものだから大事にしなくてはならない。また、いつも見張っておかないと、いつの間にか権力者によって、いいように使われてしまう危険性がある。このような危機感があるので、海外では人権というのは自分たちが守っていかなければならない、濫用してはならないという主体的なものとして捉えている。

そのため海外では、子どもの頃から、人権は自分たちのもの、誰かが守ってくれるのではなく、自分たちが守るものなのだということを教えていく。

社会の成立過程を見ていけば、上記のような考え方が生まれてくるのは必然であろう。どちらの扱い方・捉え方の良し悪しを論ずるような問題ではなく、日本型と西洋型の双方のよさを生かしながら、学習者の実態に合わせた人権教育を行うことが大切になることを改めて感じた。

3. なぜ、人権（学習）が必要なのか？

[1] 「人権」の必要性を多面的に捉える

日本と西洋での人権の扱い方・捉え方のちがいについて整理されたあと、人権の必要性や重要性について考える新たなペアワークに取り組んだ。このワークでは、人権の大切さや必要性について、①**一般的な理由**、②**個人としての理由**、③**社会人（組織に属する人）としての理由**の3つの側面から考えるものであった。そうすることで、書物に書かれているような文言ではなく、自分の立場や経験、考え方に基づいて、自分の言葉での人権・自分の事として人権の捉え方を明確にしていくことができる、と桜井さんは言う。

まず、①一般的な理由としては、次のようなものが受講者から出された。

- 一緒に生活するためには、最低限のルールとして必要。
- 命を守るため、戦争がないように生きる権利を保障するため。
- いじめをなくすため。
- 日本国憲法や世界人権宣言で保障されているから。
- 人権がなければ、強い者が優先されてしまう。
- 権力に支配されたりしないため。
- 誰もが幸福であるため。よりよく生きられるようにするため。
- 自分も相手も尊重される社会にするため。 etc

このような意見一つ一つについて、桜井さんが解説を加えながら取り上げていかれたが、本当に多様な意見が出るものだ改めて思った。また、私たちがきちんと考えれば、いろいろな角度から回答が得られるという参加型学習のよさも体験することができた。

次に、②個人としての理由、すなわち「なぜ、自分にとって人権が大切なのか」について考えた。これもペアでたくさん考え、その後発表しあった。出された意見は以下のとおりであった。

- 自由に好きなように生きるため。
- 自分が好きなことを、選択肢を増やして選ぶことができる。
- 自分の存在を認めてもらいたい。
- 自分らしさを大切にするため。自分の人生なので、自分らしく生きていくため。
- 個性を否定されないように。
- 女性的な差別が残っているので、それがなくなるようにするため。
- 女性として妊娠しても安心して仕事に戻る。
- 自分の居場所が確保されるように。 etc

この②のワークでは、人権が差別されているかわいそうな人のための人権というように、ともすれば自分以外の誰かを助けるためにあるというイメージから、実は自分のために必要なものでもあるというように人権に関する見方の転換を図ることをねらったものであった。

桜井さんは、かわいそうな人、弱い人のための人権を守ることは大事なことなのだが、それよりもまずは自分が人権の主体である、保持者であることからスタートすることが大切ではないか、また、自分が加害者にも被害者にもなる可能性があるから、人権を自分の事として学ぶことが大切ではないかと補足をされた。自分が人権の保持者ということは当たり前のことなのだが、多くの人々が、日常の中で人権を人ごとのように考えてしまっているのではないかと改めて感じさせられた。

最後に③社会人（組織に属する人）としての理由について考え、意見を出し合った。ここでは、組織がもつ特性や役割等からみた人権の大切さについて考えた。次のような考えが出てきた。



- 窓口に来る人に対して分け隔てをせずに平等な対応をするため。
- 人の命を預かっている、だから人権を守っていく。
- 相手を尊重する。価値観は違うかもしれないが互いに認め合うため。
- 職場の中で、気持ちよく効率的に仕事をするため。
- 社会の中で法的に守らなければならない仕事をしているから。
- 個人情報を取らん知り得る立場にあるため。 etc

ここでも、組織人としての自分の立ち位置を踏まえて、自分の事として人権を考える機会となった。

以上のように、3つの側面から人権が大切な理由を考えたが、その中で受講者は、誰かに教わったものから脱却して自分なりの考えを持つことや、自分以外の人の意見から、立場や経験、考え方によって重点の置き所が違うことに気づいたりすることができた。そして、いろいろな答えはあっても、誰もが人権が大切であるという思いを持っていることを知り、人権をより自分のこととして多面的に捉えることができたようであった。

[2] 人権は難しくしてはならない

人権が大切なものであり、人権教育が自分にとって必要なものであることが分かったが、実際には「人権は難しいもの」というイメージは簡単にはぬぐい去れないのが現状である。それは、これまでの人権（教育・研修）のイメージが、「カ・キ・ク・ケ・コの教育」であったことにも関係しているという。つまり、固くて=カ、厳しくて=キ、苦しくて=ク、形式的で=ケ、怖い=コの教育である。日本の人権教育が、差別や人権侵害から「守る」ということを主眼にしてきたため、どうしても「カ・キ・ク・ケ・コ」になりがちであることは頷ける。

このような現状に対し、桜井さんは「人権は難しくしてはいけない。5歳の子どもでも分かるようにしておかなければならない。」と力説される。人権を難しいと思わせてしまうと、参加する人が一部の人に限られてしまう。人権は自分の問題として全ての人に大切なものだから、なおのこと面白いと思わせるような人権教育をしていく必要があるという理由からである。

ところで、人権を英語で表記すると human rights (=人としての権利) である。その right の元の意味をたどると「正しい・正義・公正」ということである。すなわち、人権とは、「人として正しいこと」であり、人として正しいかどうかは5歳の子どもでも分かる。例えば、所有権という言葉は分からなくても、自分の物を理由もなく勝手にとられることは正しいか正しくないかということは分かるということである。

このようなことを踏まえて、海外の人権教育では、幼児期から正しいことは何なのかということを見出しを出し合い合意を形成する、そしてみんなで決めた約束を守れるようにすることを主眼にしているという。つまり、人権を「使う」トレーニングをし、みんなが参加しやすく市民社会に参画できるための資質を高めるような人権教育である。そのような人権教育を、桜井さんは「ア・イ・ウ・エ・オ型の人権教育」と言われる。それは、安心して=ア、一番大切なことを=イ、初々しい感性で=ウ、遠慮せずに=エ、思ったことを言い合える=オの人権教育である。そして、そのような人権教育の展開に有効なのが参加型の学習であることが理解できた。

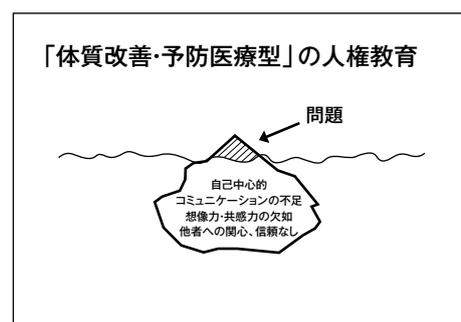
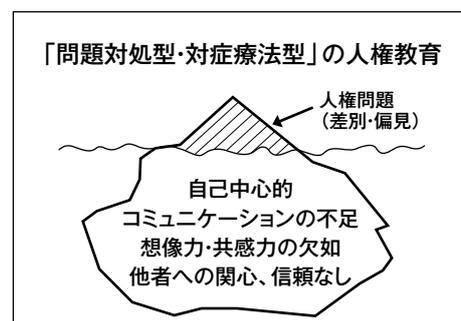
4. 参加型の人権学習について整理する

[1] 問題対処型から体質改善型へ

参加型の人権学習を取り入れる意義について、桜井さんの話をもとに整理してみた。

これまでの日本の人権教育では、「カ・キ・ク・ケ・コの教育」の言葉で述べたように、問題解決を主眼にしてきたところがある。いろんな差別問題を解決していく、無くしていくことはその通りなのだが、そのような取組は、どうしても「問題対処型・対症療法型」になってしまうという。

人権問題というのは、氷山にたとえれば海面上に出てきて問題として見えるようになった部分である。ところが人権問題が生まれてくる下には、おそらく自己中心性やコミュニケーションの不足、想像力や共感力の欠如などといったものがあり、それらの上に氷山が浮かび上がってきている状態であろう。そのため、問題を解決しても、次の問題が起こるということになる。大切なのは、問題を解決するだけでなく、氷山自体を小さくするようなアプローチ、つまり体質を改善し



たり予防したりするようなアプローチである。西洋型の人権学習のアプローチがそれにあたる。

そのために、西洋型の人権学習では、コミュニケーションのトレーニングをしたり他者への関心を示したり、合意形成をしたりすることをたくさんやるのだという。

[2] 参加型学習のプロセスとふり返りの重要性

コミュニケーションや合意形成といったスキルのトレーニングは、話を聞くだけでは身に付きにくい。実際に体験してはじめて自分の中に落ちていくものであると桜井さんは言われる。そのことを実感してもらうため、この講座ではいろいろなアクティビティ（課題のある活動）が行われた。

その一つ、「指ずもう」を紹介する。

【アクティビティ：指ずもう】

ここに大分県名産のしいたけが山ほどあります。指ずもうで1回勝ったらしいたけが1個もらえます。1分間でできるだけたくさんとってください。

目的は、「たくさん取ること」です。

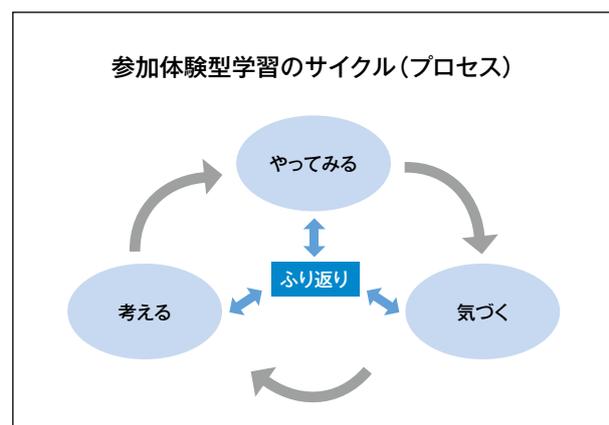
それではどうぞ。

説明があったあと、さっそくペアで指ずもうが始まった。受講者は歓声をあげながら、必死で指ずもうに興じていた。1分過ぎて、桜井さんから「ハイ終了」の合図があったが、まだ熱戦が続くところも。その後、いくつしいたけが取れたかを聞いていかれたが、0個とか1個とかいうのが多かった。その中で、2人とも10個以上取った人がいたが、その人の方法を全体で紹介された。その方法というのは、戦わないで交互に指を押さえ合うというものであった。そこで、桜井さんから「真剣にするのは構いませんが、目的は何でしたか？」という問いかけがあった。ほとんどの人が、たくさん取るという目的を忘れて勝負にこだわってしまったことにハッとしていた。目的の大切さはよく言われるが、実際には目的を忘れてしまうことがあることを、この体験を通して考えることができた。

このように、参加型学習では、実際に「やってみる」→「気づく」→なぜなのか「考える」というプロセスを経る。一般的な講義の場合は、人から講義を聞く、そして考えるの往復で終わってしまうが、参加型では、やってみて、気づいて、考えるという中に、いろんな場面で「ふり返し」を入れながら、考えを深めていく。

このように、参加型学習では、実際に「やってみる」→「気づく」→なぜなのか「考える」というプロセスを経る。一般的な講義の場合は、人から講義を聞く、そして考えるの往復で終わってしまうが、参加型では、やってみて、気づいて、考えるという中に、いろんな場面で「ふり返し」を入れながら、考えを深めていく。

例えば、やってみてどういうふう感じたのか、隣の人と共有する（話してみる）とか、考えてみてまた隣の人と一緒にふり返ってみる。そのような「ふり返し」である。このように、学びのプロセスの中に「ふり返し」を適切に位置づけることで、ただやってみるだけではなく、他者の情報も加えながらそれらを整理して考えることになる。そのため、学びの深まり、学びの定着につながるという。このような学習スタイルは、次期の学習指導要領でクローズアップされている「アクティブ・ラーニング」にもつながるものである。



今回の講座では、たくさんアクティビティに取り組みながら、この参加型学習のサイクルを繰り返し体験することができた。また、活動の中で、適宜「人権の視点」を踏まえた解説や説話が桜井さんからあり、そのことも人権教育を考える上で、示唆に富むものであった。

5. 権利の主張は「わがまま」につながるか？

[1] 権利の反対は義務？

「権利と義務」という言い方がよくなされるが、海外ではそのような言い方はしないと桜井さんは言う。それでは、権利に対応して使われる言葉は何かといえば、「責任」であるという。なぜ「義務」ではなく、「責任」という言い方をするのであろうか。

そのことについて、桜井さんは次のように解説された。

海外でも国民としての権利、国民としての義務というものはある。しかし、人権という観点からみると、権利と責任という言い方をしている。義務をみると、日本より強い。例えば、消費税率や徴兵制など、日本より強い義務を課している国はたくさんある。

義務を果たしていないと（権利ばかり主張して）わがままになると言われることが多い。果たして義務を果たしていないと権利はないのだろうか。国民の3大義務は「勤労」「納税」「教育を受けさせる義務」であるが、これらの義務を果たしているから、基本的人権が保障されるのではない。

例えば、退職された方は働いていないから、基本的人権を制限するということになったら危険である。このことを多く的人是誤解している。私たちは学校教育の中で、権利と義務がセットになって出てくるので、義務を果たしていないとわがままになるというイメージを作っている。それをちょっと変えていく必要がある。

どんな人であっても、この世に生まれたら基本的人権が尊重されるとしておかないと、いつの間にか基本的人権が制限される人がいて当たり前と思うようになってしまう。

この解説を聞いた受講者の表情は、どこか腑に落ちない様子であった。「おっしゃっていることは分かるが、実際問題としてすべきことはしないで言い分ばかり言う人がいるではないか。」と言いたげであった。

[2] 「責任」を考えるアクティビティ

そこで、桜井さんは、次のアクティビティを提示された。そして定番のペアワークに入った。

【アクティビティ：学校での子どもの権利（前半）】

みなさんは小学校5年生です。5年生の子どもになったつもりで考えてください。

学校における子どもの権利を20個以上出してください。

5分間ほど考えて、順番に発表していく。考えやすいものだったのか、どんどん考えが出された。

- けがや病気のととき保健室に行く権利
- 教科書をもらって勉強する権利
- いじめられない権利
- 助けられる権利
- 分からないことを尋ねる権利
- 休み時間に自由に遊ぶ権利
- 図書室を使える権利
- 体罰を受けない権利
- 安全に過ごす権利
- 失敗しても怒鳴られない権利
- ひいきされない権利。平等に扱われる権利
- 学校にある備品を使える権利 etc

出された権利の中には、考えが分かれるものもあった。例えば、「給食を食べる権利」では、この権利は給食費を払ってなくてもあるのか？といったように、人それぞれで考えが異なるものも出てくる。このような難しい問題に対しては、桜井さんは「分からないものは棚上げ」でよいと言われる。大事なものは、権

利が与えられているという前提ではなく、自分たちの権利であるということを確認することにあるという理由からである。

このようにしながら、自分たちにはどんな権利があるのかを確認したあと、アクティビティの後半に入った。

【アクティビティ：学校での子どもの権利（後半）】

次は、権利に対する責任を考えます。休み時間にみなさんには校庭で遊ぶ権利があります。それに伴う責任を10個以上隣の人と考えてください。

受講者からは以下のような責任が出された。たった一つの権利に対して、たくさんの責任が出てきたのが驚きであった。

- 危険な場所にいかない責任
- 始業時間前までに教室に戻る責任
- 仲良く使う、譲り合って使う責任
- 友達に無理強いしない責任
- 仲間はずしにしない責任
- 誰かがけがしたら保健室に連れて行く責任
- 校外に出ない責任
- 使用した遊具をもとに戻す責任
- ルールを守って遊ぶ責任
- 遊ぶまでに課題を終わっておく責任 etc

桜井さんは、権利と責任について、次のような話でまとめられた。

権利を認めるということは、それに伴う責任を負うということ。わがままにはならない。海外では、「権利はみんなにある。でも責任はこんなにある。それをきちんと負っていくのが、社会に出て責任をもつ市民になること」という考えで人権教育を行う。

日本では、権利と義務がセットになっているので、義務を果たしていない子に権利を与えるとわがままになってしまうということで、権利を認めないとなってしまう。それは実は逆である。権利は誰にでもあるもの、しかし、権利を使うためにはこれだけの責任が伴う。そのことを自覚して権利を行使するように教育する必要があるのではないか。

また、責任には2種類あって、自分にある権利を行使したときに伴う責任と、自分と同じ権利が相手にもあるから、相手の権利も保障するという責任である。だから、わがままにはならないのである。

権利と義務とすることと権利と責任とすることでは、どちらが責任感をもった子どもが育つか、あるいは、どちらが社会づくりに貢献できるかということである。

責任について、このように具体的に考えたことはあまりなかったので、多くの受講者に新鮮だったようである。中には、学校で子どもたちに対してやってみたいというようなふり返りも聞かれた。

6. 人権教育をまちづくりに生かす

2日目に入り、いよいよこの講座の中心課題である人権教育を「まちづくり」に生かすというテーマに取り組んだ。地域の中で実際にどんな活動ができるか?というテーマである。その際、会場ごとで異なったが、要は同じ方向性をもつ人同士が話しやすいということでグループを作ることになった。時津会場では、同じ職種もしくは同じ立場の人を中心に、五島会場では、五島



市と新上五島町という地域別のグループで話し合いを行った。

話し合いでは、自分たちが今やっていることをもとに、何か工夫ができないかという視点で行われた。そして、最後に自分たちはどうするかということを「企画シート」にまとめた。

以下、出てきたプランをいくつか示す。

〈行政職員グループ〉

テーマ	役場職員の研修	対象者	3年目から5年目くらいの人
目的	地域づくり、住民サービスについて学ぶ機会をつくる。		
内容 方法 その他	内容:①フィルムフォーラム、②ファシリテーション、窓口対応(ロールプレイ) 方法:3市町回り持ちで行う。行政職員でファシリテーターを務め、地域の方にも協力してもらう。		

〈保護者グループ〉

テーマ	メディアの使い方・危険性	対象者	子ども、保護者
目的	メディアを使う際のルールづくりを進める。		
内容 方法 その他	内容:親の意見と子どもの意見をぶつけてみるような研修内容をしてみたい。 方法:まだ決まらない。(棚上げ)		

〈新上五島町グループ〉

テーマ	人権フェスタの拡充と浸透	対象者	子ども、保護者、教職員、地域住民等
目的	既存の事業である人権フェスタを、より多くの人がかかわった実効性のあるものにする。		
内容 方法 その他	内容:いじめ撲滅を含めて、より多くの人の人権について自分の事として考える機会とする。 方法:各種団体等の取組について情報交換をする機会を設定し、相互の理解を深め連携の足がかりとする。さらに、フェスタにむけて各種団体を巻き込んでいきたい。		

これらのプランがすぐに実行できるわけではないが、人権教育をする機会は様々に作ることができそうだと感じる事ができたようであった。既存の取組の中に人権の視点を入れていくことでも可能であるし、今まで取組が薄かったところに力を入れていくのでもよいことがわかった。とにかく「人権」と大上段に構えなくても、人権を学んだり生かしたりする場はあるのである。普段はそのようなことに気づかないでいたが、このようなワークショップを行うことで気づくことができたことが大きな収穫であったと思われる。

7. 終わりに

人権・同和教育地域リーダー養成講座は、県内9ブロックを3年間で巡回し実施する予定である。今回は初年度であったが、本講座の目的であった地域での人権教育推進のためのきっかけづくりを行うことができた。今後は、受講者へのフォローアップを行い、受講者と既存の指導者等によるネットワークを作っていくことが必要である。そのためにも地域の行政関係者、人権・同和教育指導者、人権研究団体、人権擁護委員、まちおこしグループといった人権教育関係者が互いに顔見知りになり、地域の人権教育について話し合う場を地域ごとに作っていくことが求められる。

2年次からは、講座の実施と平行してネットワークづくりにも力点を置きながら、人権教育を中心に据えたまちづくりの実践が広がるよう事業を進めていきたいと考えている。

「人権に関する県民意識調査」 （平成 27 年度意識調査報告書）を読む

長崎県人権教育啓発センター 阿 南 重 幸

主 要 目 次

1. はじめに（調査の概要）
2. 調査結果から見た県民意識
 - （1）人権問題に関する意識について
 - （2）女性や子ども等、個別の人権課題について
 - （3）同和問題について
 - （4）人権教育・啓発の取り組みについて
 - （5）同和問題と各種設問のクロス集計
3. おわりに

1. はじめに（調査の概要）

平成 28（2016）年 3 月長崎県は、「人権に関する県民意識調査－平成 27 年度意識調査報告書」を公開した。本調査は、5 年ごとに見直しされる「長崎県人権教育・啓発基本計画」に反映されるものであり、平成 5（1993）年国と併行して行われた調査をはじめとして、13 年・17 年・22（2010）年と今回が 5 回目である。

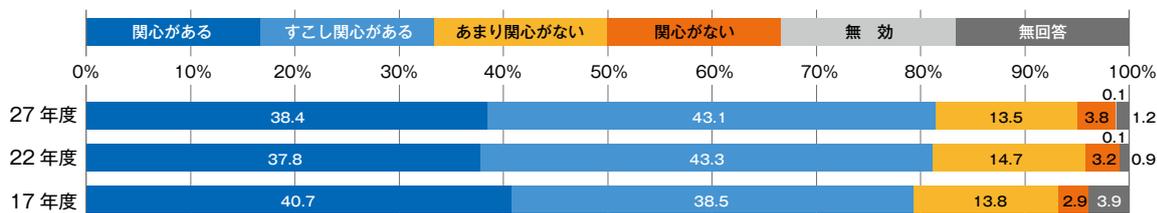
調査の目的は「人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得る」とし、具体的に次の三点を掲げている。一つは、県が行う各種施策がどのような効果を挙げているか過去調査との比較検討をする。二つ目は、県民意識の現状把握を行い、今後の人権教育・啓発活動の基礎資料にする。三点目が調査を通して県民世論の喚起を図り人権に対する県民意識の向上を目指すというものである。

調査対象者は県内在住の満 20 歳以上の人で、住民基本台帳から無作為に 3,000 人を抽出した。抽出は県内を五つの行政区分〔県南（長崎市・西海市・西彼杵郡）、県央（諫早市・大村市）、県北（佐世保市・平戸市・松浦市・東彼杵郡・北松浦郡）、島原（島原市・雲仙市・南島原市）、離島（対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町）〕に分け、都市部に偏りがないよう抽出率を調整している。調査の実施に当たっては、調査基準日を平成 27 年 10 月 1 日とし、対象者へ郵送し回収した。回収率は、42.2%（1,259－標本到達数 2,981）で、平成 17 年度調査（44.7%）、同 22 年度調査（49.9%）に比べると低かった。調査結果の集計・分析は、公益財団法人ながさき地域政策研究所が行った。

2. 調査結果から見た県民意識

[1] 人権問題に関する意識について

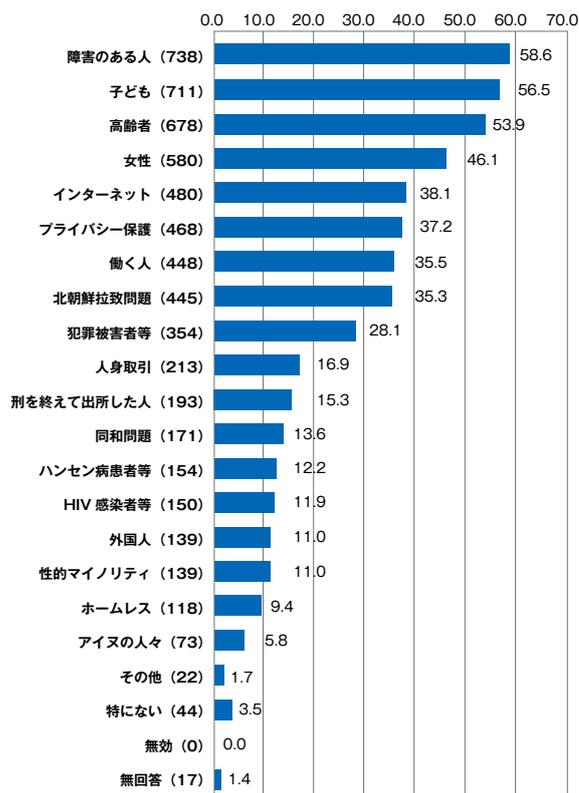
1) 人権についての関心



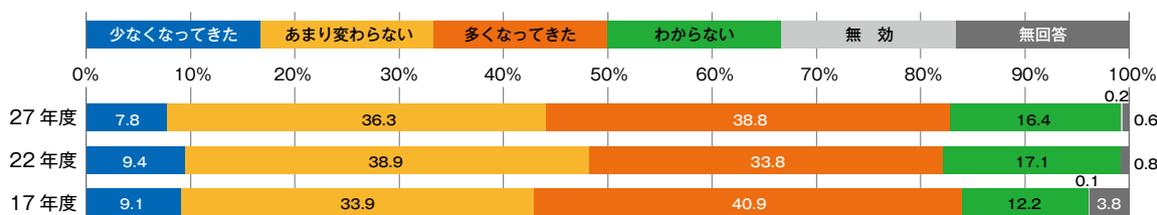
人権についての関心度は、「関心がある」「少し関心がある」を含めて、前回調査に比べ、若干高くなっている(81.1%→81.5%)。

年齢別では、女性の 20 歳代を除くと、若年層で「ある」が低い。「少し関心がある」を含めると、教職員等が 97.7%と最も高く、特定職業従事者である公務員は 87.5%と医療・福祉関係者等(90.5%)に続いている。

また、関心のある人権問題では、今日の日本社会に見られる人権問題を 18 種ほど列挙した。この中で関心のある人権問題は、「障害のある人」が最も高く(58.6%)、次に子ども、高齢者と続いている。今回新たに入れた「働く人」に関しては、35.6%と 7 番目に関心を引いた。同和問題については前回(18.4%)に比べ、4.8 ポイント低くなっている。また、性的マイノリティへの関心は 11.0%とまだ低い現状にある。



人権侵害の推移については、「人権侵害はこの 5～6 年でどのように変わったか」の問いかけに、「多くなってきた」が最も高く(38.8%)、22 年調査の「あまり変わらない」と入れ替わっている。また、女性の 20 歳代で半数を越えている(51.2%)。「あまり変わらない」は公務員が一番高く(45.0%)、学生やその他専門職で「多くなってきた」が多く、教職員で「わからない」(25.6%)が一番高いのが気にかかる。



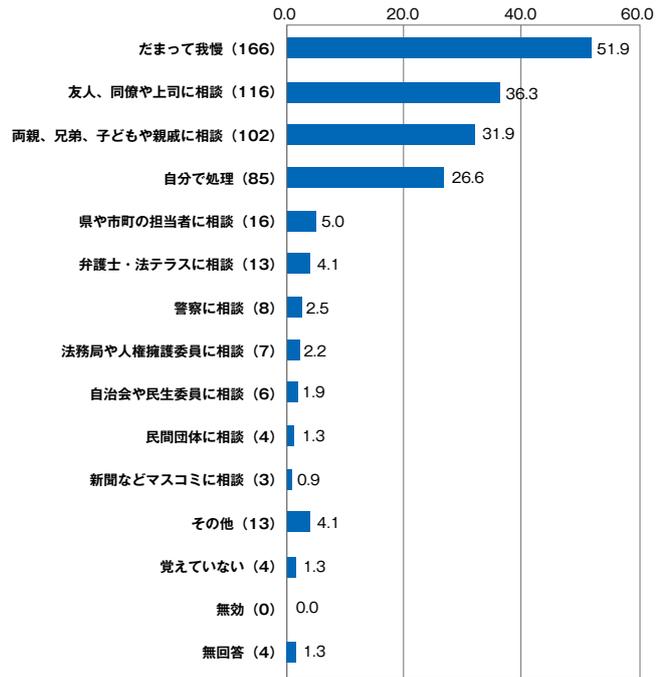
2) 人権侵害の経験



4 人に 1 人が人権侵害の経験を持つが(25.4%)、経年で見ると少なくなっている。おおむね女性に「ある」が高く、20 歳代は特に高い。農林漁業者・専門職等・教職員・学生等で「ある」が 30%を超えている。また、その内容については、あらぬ噂等が一番高く(58.4%)、職場での嫌がらせが続いている(40.0%)。職場での嫌がらせとセクハラ等は企業の経営者が突出して高くなっている。

なお、これら人権侵害への対処では、だまって我慢したが最も高く(51.9%)、友人、上司等に相談が続いており(36.3%)、また自分で処理(26.6%)も高い。

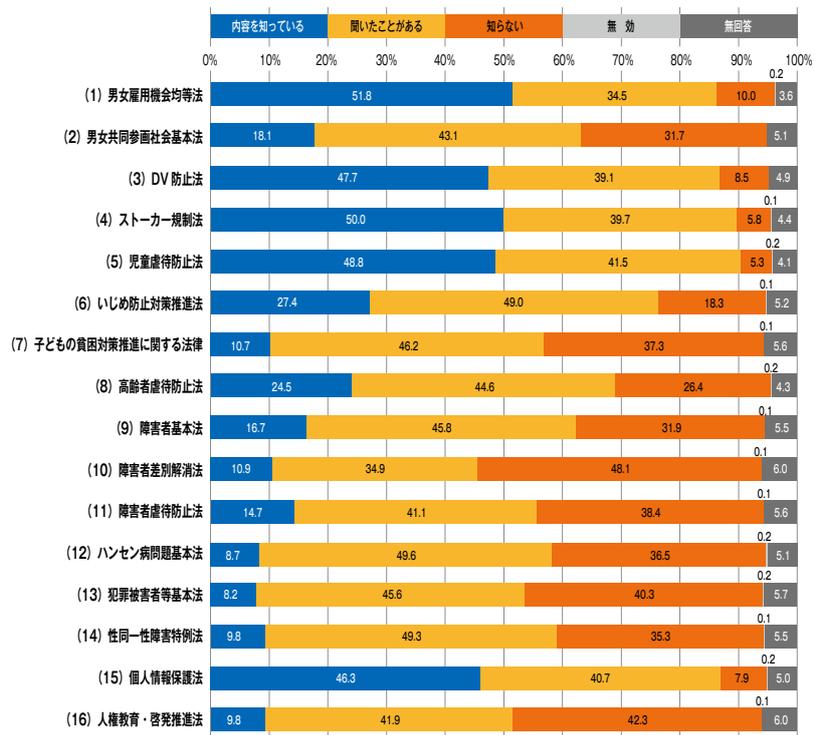
さらに、もしも自分が人権侵害を受けた場合の対処を尋ねたところ、両親や子ども等への相談が半数を超え(56.8%)、県や市町の担当者への相談も3番目に高い(29.3%)。また、他人の人権を侵害した経験を尋ねているが、全体として「ない」が最も高いが(59.3%)、「あるかも知れない」「あると思う」を合わせると25.4%であり、人権に関係が深い職種である教職員は41.9%、医療等は38.1%、公務員は35.0%と高い。



3) 人権に関する法律の認知状況

「知っている」「聞いたことがある」を加えると、児童虐待防止法(90.3%)が一番高く、次がストーカー規制法の89.7%である。個人情報保護法は87.0%、DV防止法86.8%、男女雇用機会均等法は86.3%と続いている。

また、「知らない」は障害者差別解消法(48.1%)、人権教育・啓発推進法(42.3%) 犯罪被害者等基本法(40.3%)の40%台である。



[2] 女性や子ども等、個別の人権課題について (特に問題があると思われるのは?)

【女性】

女性に関する人権問題では、夫の暴力(54.8%) 嫌がらせ(44.0%)と家庭内の問題が上位を占め、次に職場でのセクハラ(39.6%) 差別待遇(34.5%)が挙げられた。ちなみに、長崎県子ども・女性・障害者支援センターによると、2014年度DV等の相談件数は2509件(前年比19.9%増)である(長崎新聞、2015.8.1)。

【子ども】

子どもに対する暴力や虐待が最も高い(57.4%)。また、子ども同士のいじめ(36.0%) いじめを見て見ぬふり(33.4%)を合わせると69.4%である。また、貧困による格差(24.9%)も問題視されている。

全国の児童相談所が2014年度対応した児童虐待の件数は、8万8931件(前年比20.5%増)、長崎県は301件(前年比約10%減少)である(毎日新聞 2015.10.9)。

【高齢者】

高齢者に関する問題は、悪徳商法の被害が一番高く(46.1%)、虐待が40%台で続いている。なおなくならない「振り込め詐欺」について、警察庁は平成27年度の被害件数を12,762件、被害総額390.5億円と発表している(ホームページより)。また、虐待(41.5%)も問題視されている。厚労省は2014年度の高齢者の虐待件数を16,039件、内施設300件と報告(長崎新聞2016.10.9)

【障害のある人】

障害のある人では、理解不足(54.8%)働く場所等が少ない(43.0%)が高い。2016年4月から施行された「障害者差別解消法」に関連して、「(障害者雇用企業に配慮義務(障害者雇用促進法改正)」「(毎日新聞 2016.2.8)」「差別解消法 認知度低く」「(長崎新聞 2016.2.14)」「障害者の貧困率25%超」「(長崎新聞 2016.2.16)」等が問題となっている。平成26年4月施行された長崎県の「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり」条例についても設問項目としたかった。

【外国人】

外国人に関しては、生活に必要な情報が得にくい(40.4%)が一番高く、仕事で不利(26.1%)、地域社会の理解が不十分(25.8%)と続く。また、わからない(27.2%)も多い。

2016年1月、大阪市はヘイトスピーチ抑止条例を可決した。また、厚労省は、2014年に国内で生まれた赤ちゃん約102万人の3.40%、29人に一人は両親が外国人かどちらかが外国人で、約3万5000人だったことを報告(長崎新聞 2016.3.6)。

【HIV感染者等】

HIV感染者等では、無理解が高く(55.8%)、差別的な言動(35.7%)が続き、わからない(24.0%)が高い。厚労省によると、昨年2月、新規HIV感染者は毎年1500人前後で推移していることを報告。この感染症は、「死の病」と恐れられたが、「多剤併用療法」が導入されて以来、ウイルスの増殖や発症をほぼ抑えられるようになった。(読売新聞 2015.2.26)

【ハンセン病患者等】

地域社会での無理解が高く(52.9%)、差別的な言動(36.1%)が続く。またわからない(29.9%)も多い。2016年2月15日、元患者の家族が国の隔離政策で深刻な差別を受けたとして、集団国家賠償訴訟を起こした(朝日新聞 2015.2.16)。

【犯罪被害者等】

過度の取材活動によるプライバシーの侵害(54.4%)が最も高く、噂話(32.6%)が続く。犯罪被害者等基本法の施行から10年、支援を国・自治体の責務と位置付けたが、条例制定は全国で約2割と進んでいない(読売新聞 2015.10.8)。

【インターネット】

人権を侵害する情報を掲載(63.5%)が一番多く、次に個人情報の不正な取り扱い(51.7%)が続いた。ネット上の中傷は法務省によると、2014年は1429件報告されている(毎日新聞 2015.12.12)。なお部落問題に関連して、被差別部落の所在地を一覧にしたものがネット上で閲覧できる問題が指摘されている。

【働く人】

働く人に関しては今回調査から設問項目に入れたが、不当な解雇が一番多く(45.4%)、待遇の差

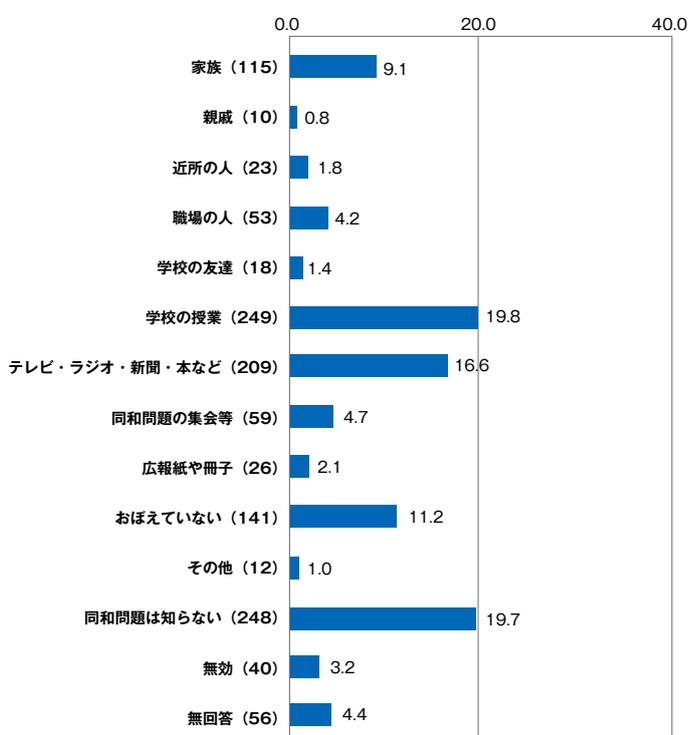
(28.8%) サービス残業 (27.9%) が続く。「同一賃金」法制化検討 (長崎新聞 2016.2.25)、ブラック対策政府、企業に義務化 (長崎新聞 2016.2.13) 等問題化されている。

【性的マイノリティ (性同一性障害・同性愛・両性愛)】

理解が不十分 (31.1%) で一番高く、差別的言動 (27.7%) 職場等で嫌がらせ (25.2%) と続いている。「LGBT 企業も配慮」野村證券・日本 IBM 等の取り組み (毎日新聞 2016.2.18) 「パナソニック、同性婚容認」 (朝日新聞 2016.2.19) など、企業や行政 (世田谷区・渋谷区・宝塚市・那覇市等でパートナーシップ証明書) の動きがある。

[3] 同和問題について

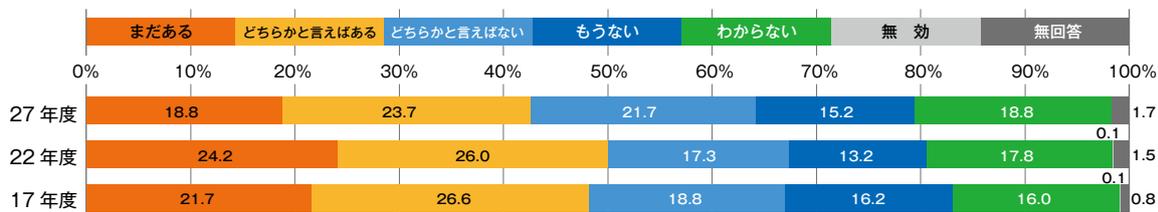
1) 同和問題を知ったきっかけと時期



同和問題を知ったきっかけでは、「学校の授業」が一番多く (19.8%)、次がテレビ・新聞等 (16.6%) おぼえていない (11.2%) が続く。また、家族 (9.1%) 集会等 (4.7%) 広報誌等 (2.1%) である。学校の授業・家族から聞いたが前回調査よりそれぞれ 2.7 ポイント減っており、集会が 1 ポイント、知らないが 2 ポイント増えている。過去の調査からすると、今回初めて認知度が 6 ポイント下がった (78.4%→72.7%)。学校の授業は 20 歳代で 47%、30 歳代 42%、40 歳代 42% を占める。知らないは、50 歳以下で 20～30% で推移している。

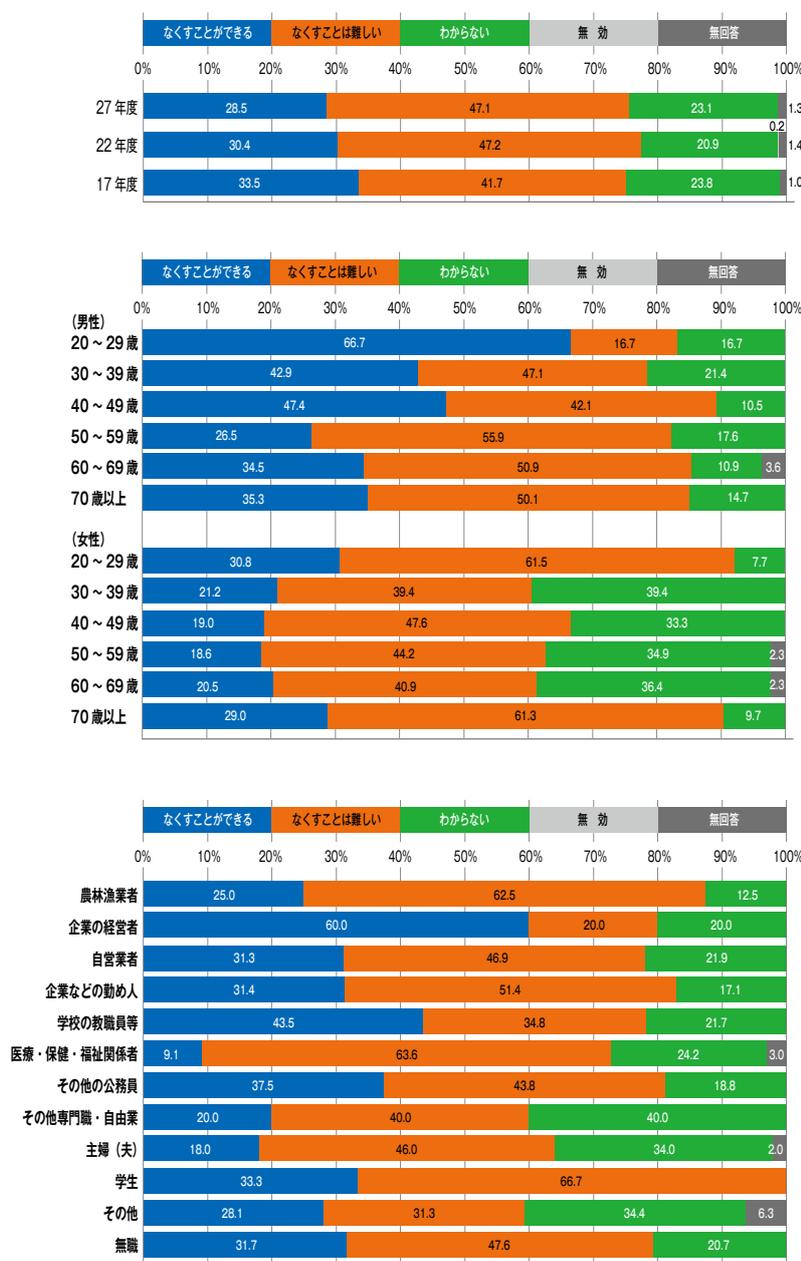
また、同和問題を認知した時期については社会人になってからが最も高く (27.3%)、次が小学生の頃 (26.1%) である。おぼえていないも、15.4% ある。

2) 被差別部落への差別意識と解決への展望



被差別部落への差別意識が「ある」と感じている人は 42.5%、「ない」と感じている人は 36.9%、わからないが 18.8% である。これを前回調査と比較すると、「ある」で 7.7 ポイント減少し、「ない」で 6.4 ポイント増加している。「ある」は男性の 40 歳代以下の 32%～34% 台に対して、女性は 40 歳代を先頭に (60.0%) 全般的に高い。職業別では、教職員 (56.1%) 医療等関係者 (54.1%) が高く、公務員 (43.7%) でほぼ平均値である。

さらに差別意識が「ある」とした 42.5% (398 人) の人に、差別意識はなくすることができるかを質問した結果が下記の図である。



経年で見ると、なくすことできると答えた人は減少し、「難しい」と答えた人が増加していることがわかる。この結果だけを見ると差別の固定化が進んでいることになる。

これを性・年齢別で見ると、男性の 20 歳代を筆頭に若年層で「できる」が高く、女性は「難しい」が 20 歳代と 70 歳代以上で高く、30 歳から 60 歳代は「わからない」が高い。

また、職業別では、「できる」で、企業の経営者(60.0%) 教職員(43.5%) 公務員(37.5%) が高い。「難しい」は、学生(66.7%) 医療等(63.6%) 農林漁業者(62.5%) が高い。教職員で「できる」が高いことは、教育の中身にかかわるものなので、評価できる。しかし、逆に学生で「難しい」が高いことは、課題としたい。

3) 同和問題に関し、どのような人権問題が？つきあいと結婚

どのような人権問題かでは、結婚問題が一番高く(39.8%)、差別的言動、就職で不利、身元調査等は 20%台で並列している。また、起きていると思わない(18.1%) わからない(21.3%) が前回調査に比べると若干増えている。今日頻発するインターネットや落書き等を介する差別事件には関心は低かった。

【つきあいに関して】

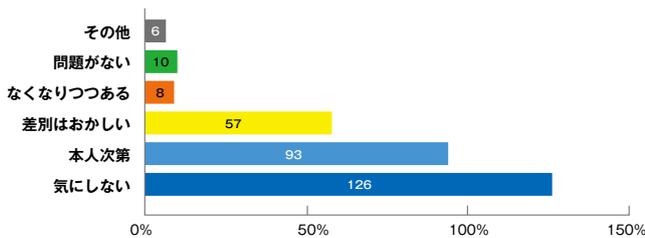
次に「つきあい」であるが、ここでの設問は次のとおりである。

「仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人や、被差別部落(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。」

この設問は次の「結婚への態度」と同様、平成 5 年国が行った調査から一貫して設定されている項目である。



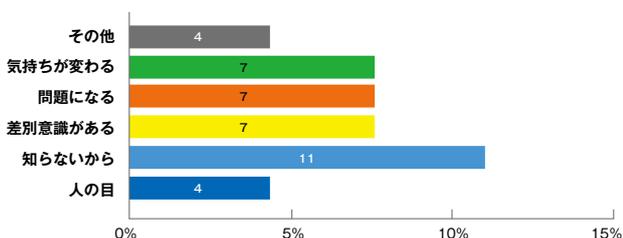
	人数	これまでと同じように親しく付き合う	できるだけはつきあいは避ける	つきあいはやめてしまおう	近所から出て行ってもらうようにしむける	自分が住所を変える
農林漁業者	33	87.9	9.1	0.0	0.0	0.0
企業の経営者	12	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自営業者	86	83.1	9.6	1.2	0.0	0.0
企業等の勤め人	166	92.2	4.8	0.0	0.0	0.0
学校の教職員等	41	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療・保健・福祉関係者	61	85.2	13.1	0.0	0.0	0.0
その他の公務員	37	83.8	8.1	0.0	2.7	0.0
その他専門職・自由業	10	90.0	10.0	1.6	0.0	0.0
主婦(夫)	124	83.1	8.9	0.0	0.0	0.0
学生	10	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	73	82.2	12.3	0.0	0.0	0.0
無職	206	77.2	13.1	0.5	0.0	0.0



によって大きく三つに分類した。実数と割合は、「同じようにつきあう」300人(84.7%)、「躊躇する」40人(11.3%)、「つきあいをやめる」14人(4%)である。

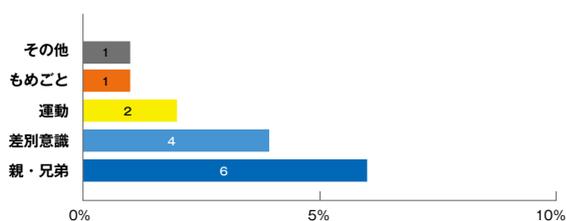
「同じようにつきあう」(300人)をさらに分類したのが上記のグラフである。その理由として「気にしない」が126人(42%)「本人次第」93人(31%)「差別はおかしい」57人(19%)「差別はなくなりつつある」8人(2.7%)「問題がない」10人(3.3%)その他6人(2%)となった。具体的な記述をいくつか紹介しておく。

- 付き合いを避ける理由はない。
- 本人の持ち味だと思う。
- 出身地での差別をしてはいけない。
- 差別を自らなくしていきたいから。
- その人を大事に思うから。
- 学生時代に親しくしていた。
- 生まれてくる場所は選べない。
- つきあいを変えた自分が嫌になると思う。
- 同和問題はあってはならない。
- 差別はいけない。
- 同和問題が今もあるとは思えない。



「躊躇する」意見(40人)を分類したのが左記のグラフである。一番多いのが「知らないから」である11人(28%)。「わからないから」と言い換えてもよいかと思う。次が「差別意識がある」「問題になる」知ること「気持ちが変わる」は同数の7人で(それぞれ18%)、その他が4人(10%)となった。

- 人の目が気になる(世間体)。 ● そのときにならないとわからない。
- 70代後半である。心のどこかに古い固定観念があり、抜け出せない。
- 今後の気持ちを確かに書けませんが、これまでと同じように親しく付き合っていけるよう努力する。
- 知ることによって多少気持ちが変わる。



さらに、「つきあいをやめる」(14人)は、「親・兄弟が反対するから」6人「差別意識」4人「運動にかかわっているかも」2人「もめごとがおきるかも」「その他」がそれぞれ1人となった。

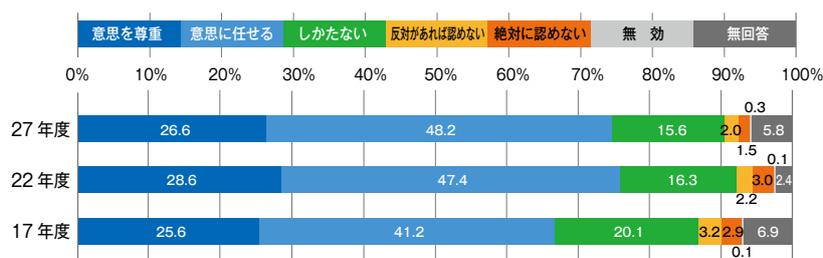
- 親・兄弟がやめとけと言うし、自分自身も考える。 ● 周りから同じ目で見られる。
- 幼い頃から祖父母から同和地区の話の聞いているため頭の中に植えつけられている。
- 周囲の人にいろいろ言われるのが嫌だから。 ● 運動をしているかも。
- もめごとに巻きこまれたくないため。

「つきあい」の態度を三分類して見た。前記で約10%の人が否定的な態度をとると見たが、意見では「躊躇する」「やめる」を合わせると15%とやや増える。つきあいに肯定的な意見を啓発・教育の材料として活用し、否定的な意見は克服する材料として活用していきたい。

【結婚に関して】

この設問は次のとおりである。

「仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどのようにしますか。」



これも、「つきあい」と同様平成5年調査から毎回同じ設問が入れられている。平成5年調査では、既婚・未婚と回答者を区別しているのが一概には比べられないが、たとえば既婚者の場合

「意思を尊重」は48.7%、「しかたがない」37.8%、「認めない」7.5%であった。今回は、「尊重」「意思に任せる」が74.8%(684人)、「しかたがない」は15.6%(142人)、「認めない」3.5%(32人)である。これを前回調査と比べると、無回答が増えている。また「認めない」は7.5%(H5)、5.6%(H13)、6.1%(H17)、5.2%(H22)と推移している。今回は3.5%であるので、経年で見ると数値は下がっていることがわかる。

	人数	意思を尊重し、応援する	意思に任せる	意思が強ければしかたがない	家族等の反対があれば認めない	絶対に認めない
全体	915	26.6	48.2	15.6	2.0	1.5
県南	306	26.8	50.3	14.1	2.0	1.0
県央	144	23.6	52.1	16.7	2.1	0.7
県北	183	27.9	43.2	15.8	2.2	2.2
島原	109	22.0	55.0	13.8	1.8	2.8
離島	117	22.9	42.7	17.9	1.7	1.7

これを性・年齢別で見ると、若年層で「尊重」「意思に任せる」が多い傾向にあるが、「認めない」でも母数の一番多い60歳代で男(2.7%、3人)女(2.9%、3人)程度である。

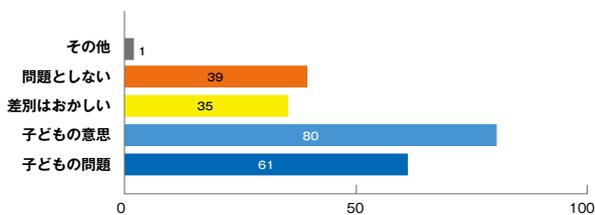
2. 論考 / 「人権に関する県民意識調査」(平成 27 年度意識調査報告書) を読む

	人数	意思を尊重し、応援する	意思に任せる	意思が強ければしかたがない	家族等の反対があれば認めない	絶対に認めない
(男性)	388	28.1	49.0	13.1	3.1	2.1
20~29歳	19	26.8	47.4	5.3	10.5	0.0
30~39歳	42	45.2	42.9	0.0	7.1	2.4
40~49歳	56	48.2	42.9	1.8	1.8	1.8
50~59歳	77	15.6	50.6	20.8	5.2	2.6
60~69歳	113	23.0	54.0	15.9	0.9	1.8
70歳以上	81	22.2	48.1	18.5	1.2	2.5
(女性)	470	25.1	48.3	17.2	1.1	1.1
20~29歳	31	29.0	45.2	19.4	3.2	0.0
30~39歳	70	28.6	58.6	10.0	1.4	0.0
40~49歳	70	27.1	51.4	15.7	0.0	1.4
50~59歳	99	34.3	46.5	13.1	1.0	2.0
60~69歳	104	19.2	45.2	21.2	1.0	1.9
70歳以上	96	16.7	44.8	22.9	1.0	0.0

	人数	意思を尊重し、応援する	意思に任せる	意思が強ければしかたがない	家族等の反対があれば認めない	絶対に認めない
農林漁業者	33	15.2	48.5	18.2	3.0	6.1
企業の経営者	12	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0
自営業者	83	25.3	51.8	14.5	2.4	2.4
企業等の勤め人	166	29.5	52.4	9.6	2.4	0.6
学校の教職員等	41	34.1	63.4	2.4	0.0	0.0
医療・保健・福祉関係者	61	27.9	45.9	19.7	3.3	1.6
その他の公務員	37	35.1	37.8	13.5	5.4	2.7
その他	10	20.0	30.0	50.0	0.0	0.0
専門職・自由業	124	22.6	46.0	20.2	1.6	2.4
主婦(夫)	10	30.0	50.0	10.0	10.0	0.0
学生	73	28.8	46.6	13.7	1.4	2.7
その他	206	23.3	47.6	17.5	1.0	0.5
無職						

職業別で公務員を見ると、絶対数が少ないわけで、「認めない」は 8.1% で 3 人となり、「しかたがない」が 13.5% で 5 人、残りの 29 人が結婚に賛成となる。このように、母数が少ない場合、1 人の答えが集団の割合を左右するので注意が必要である。

さて、ここでも、質問に際し回答の理由を記入する欄を設けた。記入者数は 279 人で、これを大きく「意思を尊重」216 人(77.4%)、「しかたがない」37 人(13.3%)、「反対する」26 人(9.3%) の三つに分類した。

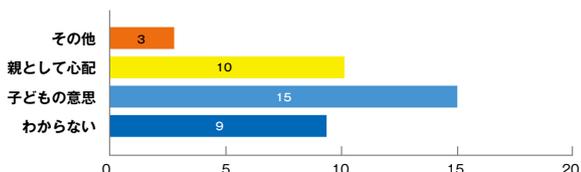


左記は、「意思を尊重」(216 人) を細かく分類したグラフである。「子どもの意思を尊重」が一番多く(80 人)、「子どもの問題」が 61 人、「問題としない」が 39 人、「差別はおかしい」が 35 人である。

- 親が結婚するわけではない。 ● 相手の人柄が大事。 ● 出身地と結婚するわけではない。
- 子どもが選んだ相手だから。 ● 婚姻は憲法 24 条で保障されているから。
- 出身地で結婚できない理由があれば教えてほしい。
- 本人が社会的差別を受ける可能性を承知での意思であれば応援するべき。いわれのない差別をなくすためには、意識を変える必要があるし、差別する人間になりたくない。

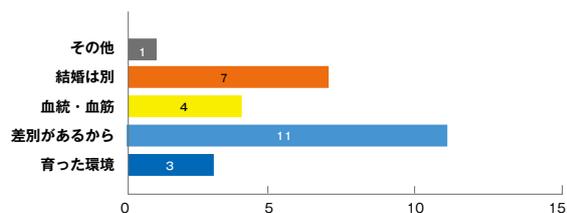
上記は主な意見を抜き出したものである。出身地と結婚するわけではない、子どもが選んだ相手だから、差別する人間になりたくない、このように、回答者のうち 8 割弱が積極的に差別に反対する意思を示している。

また、「しかたがない」(37 人) では、「子どもの意思」15 人、「親として心配」が 10 人、「わからない」が 9 人となっている。ここでも、意見を紹介しておく。「差別があるから、親としては心配」、このような



気持ちは親として当然考えることである。しかし、「反対まではしたくないし、したらいけないと思う」等、やはり部落差別に対して反対の意思表示をしている。

- 意志が強ければ仕方がない。
- 親としてやっぱり心配。あらゆる問題や起こりえることを伝え、後は本人に任せる。反対までしたくないし、したらいけないと思う。
- 差別はなくすべきとわかっていても周囲の理解が十分でないので、子どもたちの世代では変わってほしいと思う。

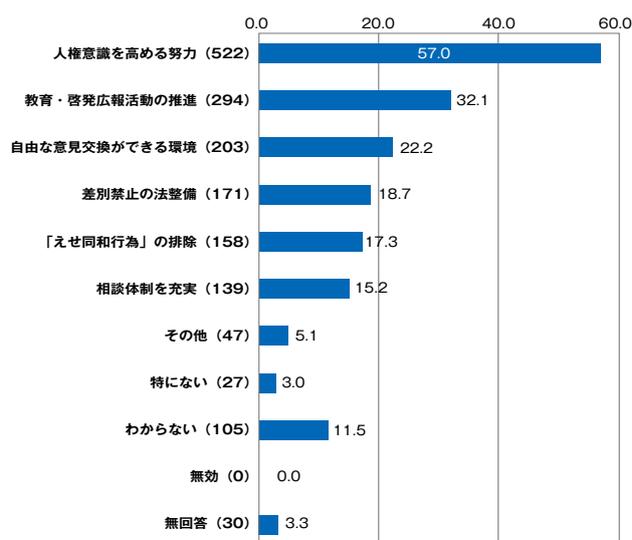


「反対する」(26人)は、「差別があるから」11人、「結婚は別」が7人、「血統・血筋」4人、「育った環境」が3人となっている。

- 差別で本人、その子どもや孫が苦しむのがわかるから。
- 血が濃い印象があります。間違った情報かもしれませんが。
- 結婚は家と家の結びつきなので、周囲の反対があれば難しいと思います。

上にある記述された意見を見てみる。「苦しむのがわかるから」という意見も、親としての気持ちである。しかし、社会は変わりつつあるのである。この約1割の人の中には、古い因習にとらわれている意見が多い。血統・血筋とはどういうことなのか。育った環境は別に被差別部落に特有な問題ではない。このように、反対する意見は、話し合いの中で解決する問題である。ここでは肯定する大多数の意見を大事に、同時に反対する少数意見を反面教師として活用できればよいのではないか。

4) 同和問題の解決に必要なこと



人権意識を高めるが半数以上あるが、これは後述するクロス集計の分析と合致している(詳細は後述)。差別禁止の法整備については18.7%と低いが、日本が批准した人種差別撤廃条約を実質化するための法制定のために必要とされている。また、二番目の教育・啓発広報活動の推進は、人権教育・啓発推進法に基づきさらに大胆に展開していく必要がある。

職業別で見ると、教職員は、人権意識を高める、教育啓発活動の選択が高かったのに対し、公務員がその他の選択が高く、「えせ同和行為」以外の項目は、選択が少なかった。

[4] 人権教育・啓発の取り組みについて

最初に聞いたのが、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知であるが、全体の認知率は11.8%で前回調査よりも2ポイント減少している。職業で見ると、教職員は30.2%と高いが、公務員は15.0%に過ぎない。基本計画策定は、現在(平成28年3月)のところ長崎県、長崎市・壱岐市・佐世保市・西海市・松浦市・平戸市であり、今後の取り組みが待たれる。

さらに、人権尊重社会の実現のための施策としては、学校での人権教育の充実が他を圧倒し(66.3%)、地域社会での人権教育の充実が続いている(36.9%)。さらに企業への人権研修支援が求められている(26.9%)。

【啓発活動への接触度】

講演会や研修会の参加状況は、(1)の官公庁(国、県、市町、公的機関)主催が一番高く(何回も1~2回)(15.7%)、次に学校が続く。

しかし、いずれも10%台で、参加したことがないが70%台となっている。官公庁主催の講演会・研修会では公務員で「参加した」が60%で一番高く、次が教職員の55.9%である。また、学校主催のそれでは、教職員の67.4%が一番高い。

次に広報紙や冊子、新聞・雑誌、テレビ等への接触は、新聞等が一番高く(63.1%) テレビ・ラジオが続く(59.3%)。

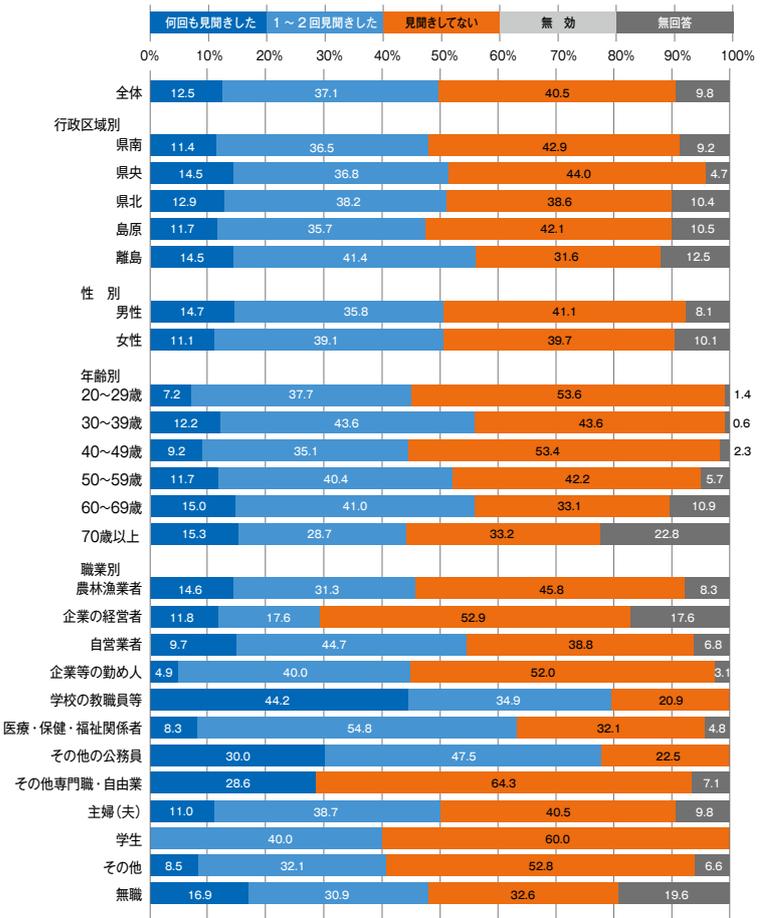
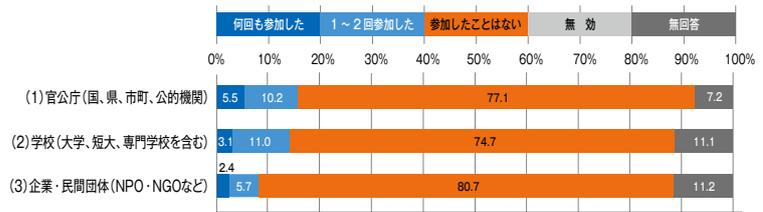
【効果的な教育・啓発活動】

効果的な活動では、テレビ・ラジオの活用が一番高く(41.1%)、これは、接触の経験が現れている。

また、次が広報紙(26.6%)、イベント(26.5%)、講演会・研修会(24.9%)であり、これらに関しては行政の役割が大きいことを示している。

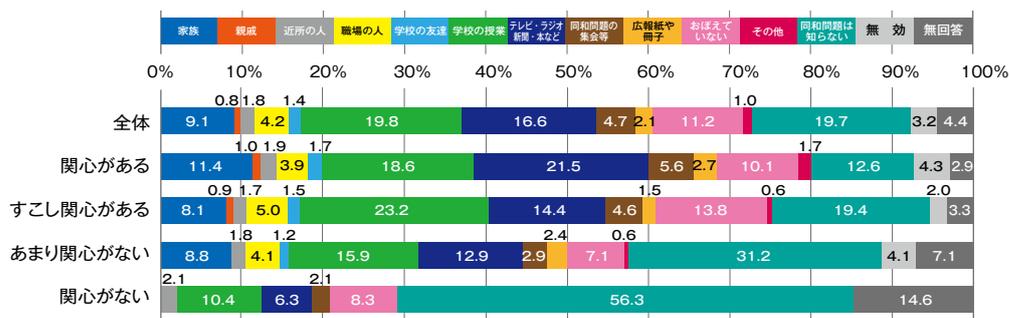
【私たちの長崎県】

人権が尊重されている長崎県だと思いますか、という問いには、どちらとも言えないが一番高く(41.3%)、次にどちらかと言えばそう思う(36.1%)が続いている。そう思うは8.4%である。



[5] 同和問題と各種設問のクロス集計

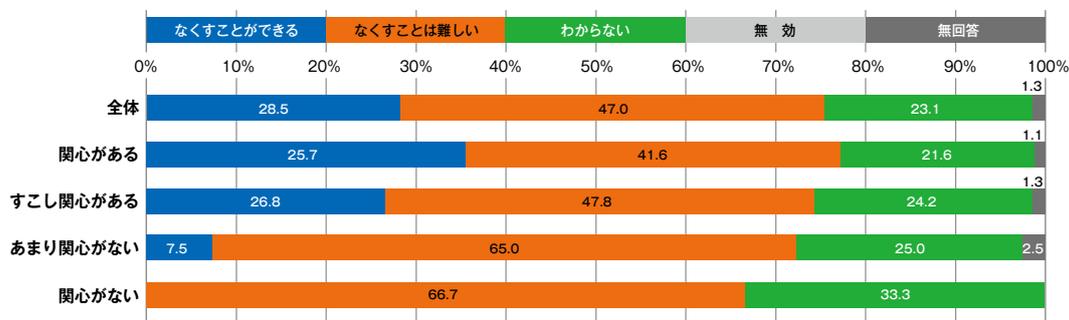
1) 人権への関心度と各種設問



関心度と同和問題の認知では、「関心がないで同和問題は知らない」が最も高く(56.3%)「あまり関心がない」が次に高い(31.2%) ことがわかる。また両者に無回答も多く、関心度と認知度は相関関係

を持つことがわかる。

関心度と解決への展望は、人権問題に関心のある人ほど、差別意識をなくすることができるが多い。「できる」は、人権に関心が「あまりない」(7.5%)、「ない」(0%)である。

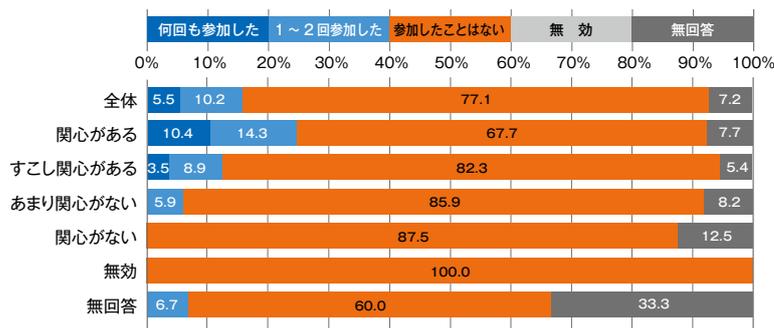


	人数	なくすことができる	なくすことは難しい	わからない
全体	389	28.5	47.0	23.1
関心がある	185	35.7	41.6	21.6
すこし関心がある	157	26.8	47.8	24.2
あまり関心がない	40	7.5	65.0	25.0
関心がない	6	0.0	66.7	33.3

講演会等への参加は、関心のある人ほど、参加しているが、全体として「参加したことがない」があまりに多いことがわかる。

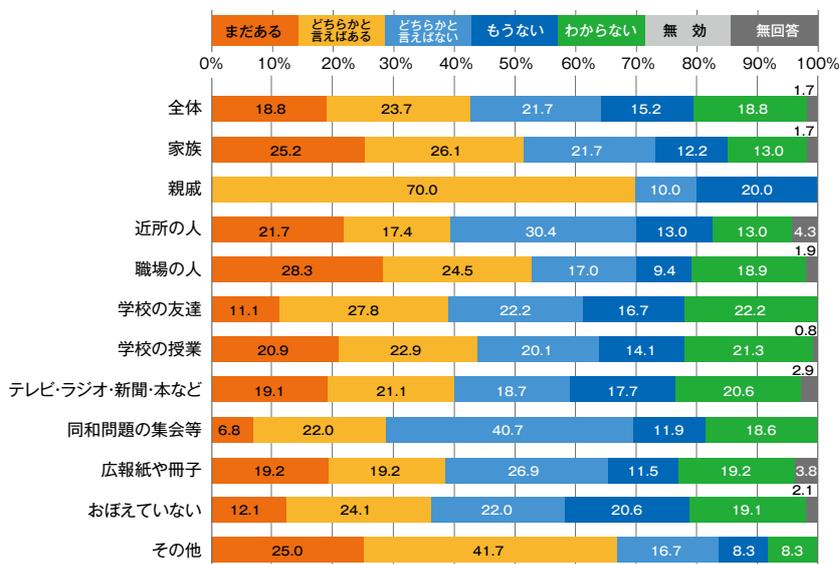
また、**広報紙等への接触**も関心のある人ほどすべての媒介への接触度が高い。

(1) 官公庁



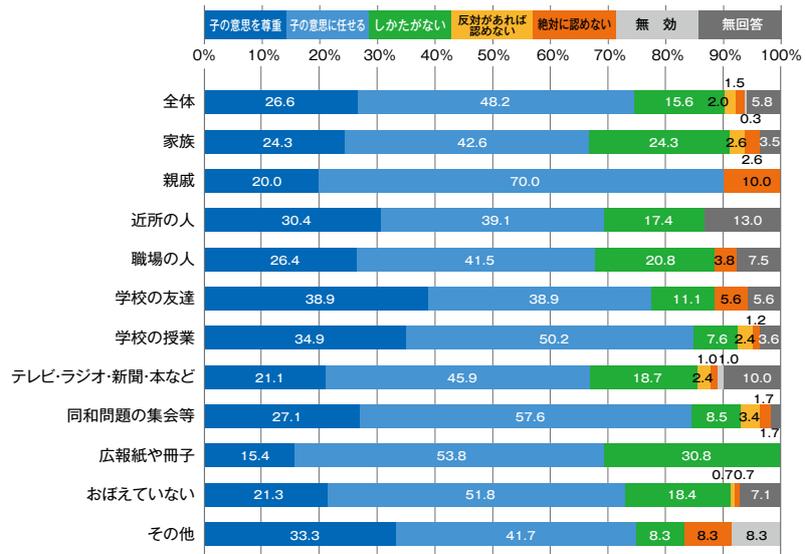
2) 同和問題の認知と各種設問

次に同和問題の認知と差別意識の有無だが、「ある」は職場(52.8%) 家族(51.3%)が多く、「ない」は同和問題の集会(52.6%)で高い。前者は言い伝えであるとか、世間意識といわれるものに左右されることが多いので、「ある」が高いのであろうか。そして、集会は「差別する理由がない」ことを理解したからと解せばよいのだろうか。(ここでは人数が50人以上を分析の対象とした。)



認知と解決への展望では、同和問題の集会（35.3％）学校の授業（32.1％）広報紙等（30.0％）でなくすことができるが高く、家族（25.4％）職場（21.4％）で低い。また「難しい」は集会（52.9％）広報紙等（50.0％）職場（50.0％）で高い。（人数が一桁台は除外した。）

認知と結婚への態度では、学校の授業が「尊重（34.9％）、任せる（50.2％）」で高く、次に「同和問題の集会」が両者で高い（27.1％、57.6％）。「しかたがない・認めない」は家族が一番高く（29.5％）、次に職場がくる（24.6％）。（ここでは、50人以上を対象とした。）



	人数	意思を尊重し、応援する	意思に任せる	意思が強ければしかたがない	家族等の反対があれば認めない	絶対に認めない
全体	915	26.6	48.2	15.6	2.0	1.5
家族	115	24.3	42.6	24.3	2.6	2.6
親戚	10	20.0	70.0	0.0	0.0	10.0
近所の人	23	30.4	39.1	17.4	0.0	0.0
職場の人	53	26.4	41.5	20.8	0.0	3.8
学校の友達	18	38.9	38.9	11.1	5.6	0.0
学校の授業	249	34.9	50.2	7.6	2.4	1.2
テレビ・ラジオ・新聞・本など	209	21.1	45.9	18.7	2.4	1.0
同和問題の集会等	59	27.1	57.6	8.5	3.4	1.7
広報紙や冊子	26	15.4	53.8	30.8	0.0	0.0
おぼえていない	141	21.3	51.8	18.4	0.7	0.7
その他	12	33.3	41.7	8.3	0.0	8.3

3) 解決への展望と結婚への態度

「なくすことができる」で、「尊重・任せる」の人を合わせると 87.3％であり、反対や認めない無回答等が 0％なのに対し、「難しい」は意思を「尊重・任せる」が 64.5％と 23 ポイントの差がある。また、「仕方がない」で否定的な意見が高い。

ここから見えることは、解決への展望をいかに指し示すのかが問題となる。



3. おわりに

今回の調査では、人権啓発に関する講演会・研修会などへの参加が少ないことが明らかになった。何よりも参加率を高めることが重要な課題として浮かび上がってきたといえよう。また、部落問題への認知率も前回に比べると少なくなってきたとあり、これら浮かび上がってきた課題をどのように、解決していくのか十分議論していくことが問われている。

参加型学習を取り入れた 人権・同和教育学習プログラム

人権・同和教育指導者の専門性を高めるため、これまでの人権・同和教育指導者スキルアップ講座を拡充し、人権課題に対する最新情報や知見等の提供や学習プログラムの開発を内容とした人権・同和教育指導者専門講座を平成 28 年度から実施しています。

平成 28 年度の内容は、以下のとおりです。

<前期>

7月25日(月)

講義Ⅰ：「平成 27 年度人権に関する県民意識調査」について

－ 県民意識調査の結果から見える同和問題をはじめとする課題を探る －

講師：阿南重幸さん(長崎県人権教育啓発センター・長崎大学非常勤講師)

講義Ⅱ：性の多様性を認め合う教育をどう創るか

講師：石崎杏理さん(「FRENS」代表)

7月26日(火)

講義Ⅲ：ハンセン病回復者の語りの中から学ぶもの

－ 差別や偏見を乗り越える教育へとつなげるために －

講師：河口朝子さん(長崎県立大学 看護学科教授)

講義Ⅳ：災害の中で、被災者の人権を守るために

－ 困難を抱える被災者への支援体験を通して －

講師：花田昌宣さん(熊本学園大学 社会福祉学部教授)

「学習プログラム」の作成について－様々な人権課題に対応する学習プログラムを考える－

<後期>

1月31日(火)

講座1：多様な機会における人権啓発研修の実際

発表者：長崎県県民生活部人権・同和对策課 教育研修班

講座2：作成した人権学習プログラムの紹介と検討

- ①各自が作成してきた学習プログラムの紹介
- ②紙面に掲載する学習プログラムの選定及び改良
- ③改良した学習プログラムの発表

今年度掲載分の体験的参加型による学習プログラムは、専門講座において参加者が開発・改良したものを掲載しています。それぞれの教育・啓発の場面での活用をお願いします。

プログラム1

障害者差別解消法の授業から反差別を学ぶ

■対象(時間)：中学生(2～4時間)

■主な手法：参加型学習

■ねらい：

(1)「障害」のとらえ方について学ぶ

「障害」の原因をその本人の機能・能力障害に求める「障害の『医学モデル』」ではなく、機能・能力障害のことを考えないでつくられている“社会の仕組みにある”ものとする「障害の『社会モデル』」に変わってきたことを理解する。(以下は「社会モデルとしての『障害者』」として表現する)

(2) 障害者が権利の行使者であることを確認する。

障害者と健常者とで、あっていい違いとあってはいけない違いを考えることで、障害者が権利の行使者であることを確認する。

(3) 社会を見直すのは自分のためというとらえ方ができるようになる。

障害者の立場で社会を見直し「合理的配慮」を行うことで改善していくことは、すべての人にとっても住みよい社会になるということを理解する。つまり、“自分のためにおこなう”というとらえ方ができるようになる。

進め方

〔授業1「ちがいのちがい」(50分)〕

関連する道徳項目 2-(5)、4-(1)(2)(3) など

●ねらい

- 「あっていいちがい」に気づくことで、多文化共生や多様性を容認する心の育成を図るとともに、「あってはいけないちがい」に気づくことで、人権尊重と反差別の視点を持たせる。
- 人権問題は身近なところにあることに気づく。
- グループ内で話し合う中で、他の人の話を聞くことや自分の意見を伝える力を身につける。

学習活動		指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
1	アイスブレイキング	●アイスブレイキング集などから選ぶ	3分
2	個人で、カードにかいてある「ちがい」を「あっていいちがい」「あってはいけないちがい」「どちらともいえない」に分ける。	●ちがいのちがいカードを配布し、個人で考え、その番号をワークシートに記入させる。 1年生：8枚 2年生：10枚 3年生：12枚程度	2分
3	班内で、カードを番号順に「あっていいちがい」「あってはいけないちがい」「どちらともいえない」のどれにしたか出し合い、班としての意見をまとめる。	●意見が一致しないもの、判断が難しいものは「どちらともいえない」とする。 ※全部が終わってなくても、時間で切る。	15分
4	全体で共有する。 まとまった班から黒板の表に番号を記入する。	(次ページの表参照)	10分

学習活動		指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
5	各カードを「あっていい」「あってはいけない」等に分ける。	●表の結果を見ながら、各カードを図表に掲示していく。（詳細は、別紙参照）	5分
6	各班で「あっていい」「あってはいけない」それぞれに共通する特徴を考える。	●「あっていい」「あってはいけない」それぞれのちがいは、どのようなことに関するものを簡潔な言葉でまとめさせる。	5分
7	全体で共有する。	●掲示したカード付近に発表された特徴を簡単に記入する。特徴は簡単な言葉でまとめる。	2分
8	本時のまとめをする。	●全体で協議した結果をもとに「あっていいちがい」「あってはいけないちがい」の確認を行い、多様な考え方、人権尊重について話をする。	5分
9	振り返りを用紙に記入する。		3分

■ 準備品：

- 「ちがい」個人用紙×参加者数
- 「ちがい」掲示用（各カードをA4に拡大したもの）
- 集約表（拡大版）
- 個人用ワークシート×参加者数
- 班用ワークシート×班数
- 振り返り用紙×参加者数

〔「ちがい」の例〕

①ジョンさんは肌の色が黒いがトムさんは白い。	②田村さんは小学校まで10分だが、渡辺さんの小学校が廃校になって新しい学校まで90分歩かなければならない。	③健常者の川口さんと車いすに乗っている坂口さん。 コンサート会場ではみんなが立って見えなくなるので坂口さんだけ前が広がっている場所に案内された。
④中島さんはニンジンが嫌いだが馬場さんは嫌いなものはない。	⑤山口さんはテレビでお笑い番組を楽しめるが、聴覚障害がある上田さんは楽しめない。	⑥うちの親は女性の私には食事の片づけを言いつけるが、兄には何も言わない。
⑦大人はたばこを吸ってもよいが、高校生はいけない。	⑧森さんはどこへでも旅行できるが、車いすに乗っている林さんは1人で電車に乗ることができない。	⑨ひろしさんはこわい先生のいうことはよくきくが、こわくない先生のいうことはきかない。
⑩東さんの家では必ず父親が先にお風呂に入るが、西さんの家では決まっていない。	⑪南さんは3回受験して希望大学に入学したが、北さんは家の都合で大学受験ができなかった。	⑫イスラム教徒は豚肉を食べず、ヒンズー教徒は牛肉を食べない。

参考文献：「わたし 出会い 発見」大阪府同和教育研究協議会 編
「つくる 第3集」長崎市人権教育研究会

板書計画

ちがいのちがい

表

	①	②	③	...	⑪	⑫
1	○	△	×		○	×
2	○	×	×		○	△
⋮						
8	△	×	○		○	○
9	○	×	○		○	×

あっていい ←
→ あってはいけない

←

→

資料

バリバラ(NHK 障害者情報バラエティ)

「障害者差別解消法」

を視聴(18分)

「障害」ってなんだろう？



「障害」はどこにある？

「障害」ってなに？ 「障害者」ってどんな人？

第41回部活解放・人権西日本夏期講座 一木瑠子氏（筑波技術大学）講演より

	障害者の「医学モデル」	障害者の「社会モデル」
生活しづらい原因	その人が～できない、～が動かない・苦手	その人たちのことを考えないでつくられた社会のしくみが障害者を持たせている
障害への評価	あつてはならないもの克服すべきもの	多様な個性の一つ
障害への対策	根絶、予防、保護	権利を使う
障害者問題とは	福祉問題	人権問題

Q. 「合理的配慮」は「してあげること」か？

A. いいえ

「合理的配慮」は、「してあげる」「してもらおう」という関係ではなく、その人の権利を保障するために必要なことです。

「平等」と「公平」

について考えよう。

合理的配慮が不提供 =差別	合理的配慮が提供
	
箱を1つずつ(平等) =権利を保障されていない人がいる	その人に必要な数の箱(公平) =すべての人の権利が保障されている

合理的配慮は人によって異なる

【「障害者差別解消法」学習PPT 原稿】

※行間でクリックしてください。

- 次に、「障害」について考えていきます。
- ここに車いすで買い物に出かけている人がいます。
- 途中、階段があることで先に進むことができなくて困っています。
- この場合、何が「障害」になっているのでしょうか。……(間)……
- 車いすに乗っていることが「障害」ではなく、車いすで移動できない街のつくりが「障害」になっているのです。
- 「障害」って何？「障害者」ってどんな人なののでしょうか？
- 「障害」のとらえ方や考え方については、現在、大きく2つあります。

○1つは、「障害の医学モデル」といわれるとらえかたと、もう1つは「障害の社会モデル」といわれるとらえかたです。詳しく見ていきます。
○まず、これまで「障害」は「医学モデル」として捉えていました。具体的に言うと「生活がしづらい原因」は、「その人が～できない、～が動かない」などその人個人に原因があると考えていました。
○「障害の評価」としては、「障害はあってはならないもの、克服してなくすもの」と考えていました。
○「障害への対策」としては、「トレーニングをして克服したり、障害を持たないように予防したりしなければならぬ」と考えていました。そして、「障害を持った人は、みんなで保護しなければならぬ」と考えていました。
○よって「障害者問題」は福祉の問題としてとらえられていたのです。……(間)……もう1つのとらえ方は、「障害の社会モデル」といわれるものです。生活しづらくなっているのは、その人個人が原因ではなく、
→
○先ほど見た車いすの例のように、 <u>そういう人のことを考えずにつくられた社会のつくりやしきみが原因</u> であるという考え方です。今、世界ではこの考え方が主流になってきています。そして、「障害」はあってはならないもの、克服すべきものと考えていたのが、
→
○「障害」はその人の個性としてとらえるようになりました。よって、「障害への対策」は、今までは「障害」がある人は、社会で保護しなければならぬと考えていたのに対し、
→
○「障害」がある人も「権利を使える人(権利の行使者)」としてとらえられるようになりました。よって、「障害者問題」は、
→
○人権問題として扱われるようになってきたのです。
○ここで質問です。障害がある人に合理的配慮をするのは、「してあげること」なのでしょうか? ……(間)…… 答えは、「いいえ」です。
○合理的配慮は、「してあげる」「してもらう」という関係でなく、
○その人の権利を保障するために必要なことと考えます。
○次に「平等」と「公平」について考えてみましょう。
○みなさんは、今からいう状況を想像してください。3人の人がお金を払って、立って野球観戦をしています。しかし、目の前に壁があり、3人の中で一番背の高い人しか見ることができません。そこで、係の人に、箱を持ってきてもらうようお願いをしました。 <u>持ってきてもらった3つの箱はどのように置くとよいのでしょうか?</u> ……(間)……
○このように1人1つずつ箱を利用することを「平等」といいますが、この置き方でいいのでしょうか。 ……(間)……
○箱を1つずつ置いて一番右の人の「お金を払って試合を見る権利」は保障されていないことになります。
○一番右の人は、権利が保障されていませんから、合理的配慮はなされていないことになり、これは「差別」にあたります。……(間)…… では、箱をどのように置くことがよいのでしょうか?
○背の高い人は箱を使わず、1つでいい人には1つ、2つ必要な人には2つ使っています。

○これで、3人とも「試合を見る権利」が保障されます。この状態を、「公平」といいます。
○これで、全員に合理的配慮が提供されたことになります。
○このように合理的配慮は、個人の状況に応じて「公平」に行われなければなりません。その結果、権利は「平等」に保障されることになります・・・(間)・・・
○さて、「平等」と「公平」についてわかりましたか?次に、具体的な合理的配慮を考えてみましょう。

【ワークシート】

■ 演習 「障害者差別解消法における合理的配慮」について

〈 事 例 〉

中学生のAさんは、視覚障害があつて両目とも視力がほとんどありません。顔を近づけると見えるため、拡大教科書などを使って市外にある盲学校で学習してきました。

今回、本人と保護者が同級生といっしょに地域の中学校に通いたいと希望し、私たちの中学校に転入してくることになりました。特別支援学級に入りますが、音楽、美術、体育(できる範囲で)は私たちと一緒に学習することになります。

【Aさんのようす】

- ・ 一番前の席でも黒板の字が読みづらい
- ・ 1mほど離れたら、相手の顔がわかりづらい
- ・ 点字を読むことができる

Aさんのためにどのようなことができるか考えましょう。

(思いついたことは、配つてあるフセンに1枚に1つずつ書いてください)

①生活や授業の中での配慮

②学校や学級に必要な道具・環境・施設など

③Aさんに尋ねたいこと

〈演習の進め方〉 個人で作業 →→→ グループで作業

プログラム2 性の多様性 ～あなたがあなたらしく生きるために～

■対象(時間)：教職員・保護者(90分間)

■主な活動：DVD視聴・グループトーク

■ねらい：

- ①多様な性について認識を深める。
- ②当事者の立場や心情を受け止め、お互いの人権を尊重する大切さを理解するとともに、差別や偏見をなくすために必要なことは何かを考え、行動につなげるきっかけを作る。

■仕様教材：○DVD「あなたがあなたらしくあるために 性的マイノリティと人権」

YouTube「法務省チャンネル」

○人権教育指導者向け学習資料26号(福岡県教育委員会)

○「LGBTってなんだろう?からだの性・こころの性・好きになる性」(合同出版)

進め方

学習活動		指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
1	ファシリテーターの紹介を聞き、ルールを確認する。	●参加者からルールが出ないときは、ファシリテーターから提案し、了解を得るようにする。	3分
2	グループを作り、自己紹介をしあう。 ①名前 ②私を色に喩えると ③その理由 など	●事前に5～6名のグループにしておく。 ●「自分の話を聞いてもらうようにする」「人の話を聴く」ことを、意識的に行うように言葉かけをする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">私の名前は、○○です。 私を色に例えると△△です。 その理由は、～～ だからです。</div>	10分
3	「あなたがあなたらしくあるために」を視聴して考える。 ①DVDの前半を視聴する。 ②セクシュアリティについて理解し、自分についても考える。 ③初めて知ったことや心に残ったことについて意見交換する。 ④DVDの後半を視聴する。 ⑤あなたが当事者の立場だったらどうするか考え、意見交換する。	●自分のセクシュアリティを考えることで多様なセクシュアリティがあることに気付いてもらう。 ●体の性、心の性、性的指向について理解させる。 ●理由を聞くことで、お互いの考えや思い、願いについて触れるようにする。 ●性的マイノリティ当事者の不安や孤立感・疎外感を考えさせる。 ●カミングアウトできない社会の現状を考えさせる。	50分 (5) (5) (5) (25) (10)

学習活動		指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
4	資料をもとに誰もが自分らしく生きることができる社会にするために大切なことは何かを考え、意見交換する。	<ul style="list-style-type: none"> ●自分らしく生きることができる社会とは、どんな社会なのかを考えさせる。 ●そのために私たちができることは何なのかを考えさせる。 	20分
5	今日の活動をふりかえる。	<ul style="list-style-type: none"> ●今後どのようにこれを日常生活に生かしていくか考えるようにする。 ●「自分らしく」生きることの大切さを伝える。 	5分

■ 押さえておきたい考え方（人権に関して）

- ①人には様々な違いがあり、自分の中の基準（思い込み）が差別につながることもある。
- ②私たちの多様性を尊重した言葉や行動が大切である。
- ③多様性を認め合うことは、誰もが大切にされる社会へとつながっていく。

■ 資料

自分色で生きる ～ 多様性が広がる社会へ ～

1 私を色に例えると 色です。
その理由は、

2 VTR「あなたがあなたらしくあるために」

L（レズビアン：女性同性愛者）
G（ゲイ：男性同性愛者）
B（バイセクシュアル：両性愛者）
T（トランスジェンダー）
Q（クエスチョニング）

セクシュアリティ（性の在り方）の3要素

- ① 心の性（性自認）
→自分の性別をどのようにとらえているか
- ② 戸籍上の性（身体的性別？）
→身体的特徴や生理機能によって区別
- ③ 好きになる性（性的指向）
→「好き」の対象や傾向

*セクシュアルマイノリティとは？ →→→ 何らかの意味で「性」の在り方が非典型的な人

【やってみましょう】自分のセクシャルティは？

セクシュアリティの3要素

	おとこ		おんな
① 心の性	●	●	●
② 戸籍上の性	●	●	●
③ 好きになる性	●	●	●

3 セクシュアルマイノリティの人が陥りやすい状況

- ・セクシャルマイノリティに対する嫌悪感が内在化し、自分自身に嫌悪感をもつ。
- ・自尊感情や自己肯定感が低下する。
- ・アイデンティティの確立が困難になる。
- ・ライフプラン構築の困難から、将来への不安が生じる。
- ・友人や家族との信頼関係の構築が困難になる。
- ・自傷行為に及ぶ。
- ・希死念慮や自殺企図が高まる。
- ・いじめや性暴力を受けやすい。

※9割以上が中学生までに違和感、思春期に自分否定

※自殺未遂率は異性愛者の6倍

4 Ally (アライ) として(当事者ではないけど、活動を支援してくれる人、支援する人)

- ・自分の身近にセクシュアルマイノリティがいると考える。
- ・自分自身がセクシュアルマイノリティへの否定的な言動をとらない。
- ・周囲の否定的な言動を見逃さない、または、便乗しない。
- ・当事者か否かに関らず「正しい知識」を伝える。
- ・セクシュアルマイノリティの話題を秘匿化しない。
- ・自分自身が差別や偏見を持っていることに気づく。

5 「カミングアウト」を受ける時の6カ条

- ① 最後まで話を聞く。
- ② セクシャルマイノリティを決めつけない。
- ③ 「話してくれてありがとう」を伝える。
- ④ 「どうして伝えてくれたのか」「何に困っているのか」を聞く。
- ⑤ 「誰に話しているのか」「誰に話してもいいのか」を聞く。
- ⑥ つながれるための情報を伝える、つながる。

「LGBTってなんだろう? からだの性・こころの性・好きになる性」2014 合同出版

6 グループディスカッション

お互いの感想や考えを出し合って、交流しましょう!



7 最後に・・・

- ・当たり前を疑ってみる。
- ・「男らしく／女らしく」ではなく、「自分らしく」生きることの大切を伝える。
- ・大切なのは、「一人一人の違いを認め合える」社会をつくること。

どうしても受け入れられない・・・

自分の中にあるネガティブな感情を責める必要はありません。受け入れられないことと傷つけることは、違います。

プログラム3	<h2 style="margin: 0;">性の多様性を認め合う教育</h2> <h3 style="margin: 0;">セクシュアルマイノリティの人権について～「LGBTってなに？」～</h3>
--------	---

- 対象（時間）：小学生高学年児童・保護者（45 分間）
- 主 な 手 法：授業形式で（講義・グループでの協議等）
- ね ら い：セクシュアルマイノリティの存在を知り、性の多様性について理解を深める。また、常識にとらわれず、目の前の一人の人権を大切にしようとする気持ちを養う。
- 仕 様 教 材：ワークシート「LGBTってなに？」（自作）、男女の人形（絵）
はるな愛さんのコメント（「いじめられている君へ」朝日新聞デジタル 2012.8.1 より）

進め方

学習活動		指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
1	「人間○×クイズ」を考える。	○ワークシートを配布し、「人間○×クイズ」（10 問）に取り組ませる。自分の思った通りに答えさせ、自分の中で「当たり前って何だろう」という視点に立たせる。	5 分
2	本時のテーマを知る。	○クイズの内容から人間の『性』（セクシュアリティ）について学習することを知らせる。 学習のめあて <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> セクシュアルマイノリティについて知ろう ～「LGBTってなに？」～ </div>	3 分
3	性の3要素について知る。	○セクシュアリティを考える上で知っておかなくてはならない性の3要素「からだの性」「こころの性」「好きになる性」について男女の絵を使って説明していく。 ・からだの性→自分の体のこと（身体的性別） ・こころの性→自分のことをどう思っているか（性自認） ・スキになる性→自分が好きになるのは男か女か （性的指向） * 「性表現」（服装や髪型・仕草・言葉遣い等）という視点があることも知らせる。	7 分
4	「LGBT」の意味について知る。	○「LGBT」の言葉の意味について知らせ、それぞれのセクシュアリティについて性の3要素の視点から考えさせる。 ・L＝レズビアン…女性を好きになる女性 ・G＝ゲイ…男性を好きになる男性 ・B＝バイセクシュアル…性別を問わずに好きになる人 ・T＝トランスジェンダー…体の性と心の性が違う人 * Q＝クエスチョニング…まだ考えたくない、考え中の人 ・性の在り方を表す言葉は他にもたくさんあることを知らせる。	10 分

学習活動		指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
5	クイズの回答をきく。	○一緒にクイズの答え合わせをしていきながら、ここまでの学習の確認をしていく。	2分
6	当事者の声を知る。	○はるな愛さんの場合を例にとって、当事者の思い（セクマイの人が陥りやすい状況）を伝えることで、自分たちの中にある差別や偏見に気づかせる。	5分
7	これからの生活で気をつけたいことを考える。	○生活の中で私たちが気をつけていくべきことは何なのかを考えさせ、これからの実践や行動につなげていく。 ・LGBTの人が自分の周りにもいると思って過ごす。 ・相手を傷つける言葉を言ったり、笑いを取ったりしない。 ・LGBTの人が悩んでいることを知っておく。	3分
8	感想を書く。	○この時間で学習したことを振り返り、感想を書かせる。	5分
9	感想を交流する。 (学習のまとめ)	○お互いの感想をシェアさせながら本時のまとめをする。 ・一人一人の違いを認め合おう 「違い」は「豊かさ」 ・「自分らしく」生きる（あなたはあなたのままでいい）	5分

■ 押さえておきたい考え方（人権に関して）

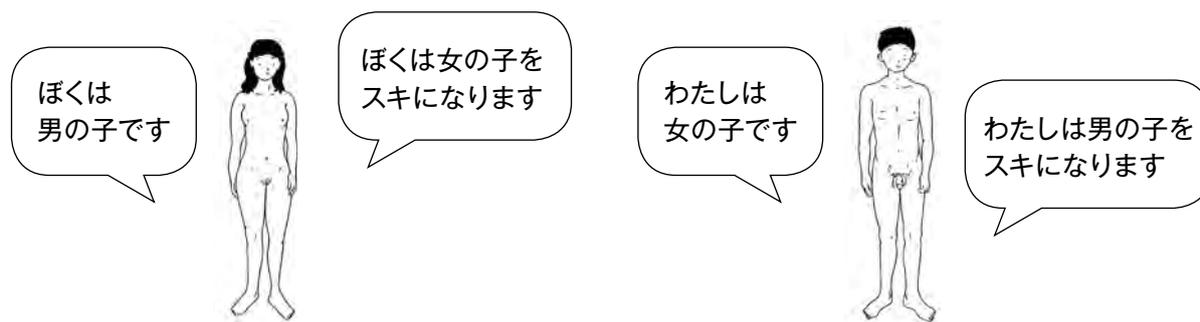
- ・性の多様性についての正しい理解（知識的側面）
- ・自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価（価値・態度的側面）
- ・差別や偏見を見きわめる技能、違いを認めて受容できる技能（技能的側面）

■ はるな愛さんのコメント

私の本名は大西賢示。心は女性だけど、男として通わないといけなかった中学校は、暗黒でした。だれにも言えない性の悩みだけでもしんどいのに、そこにいじめが加わった。体育館の裏で校庭にラインを引く石灰を口に突っ込まれた。殴られた。蹴られた。何を目的に生きればいいのか。そんなことばかり考えるようになった。

通学路にあった歩道橋で、あのトラックが来たら飛び降りようと、柵に足をかけたこともある。ひもを首に巻いたことも、頭を壁に打ち付けたこともある。だれにも相談できず、真っ暗闇にいた。
(以下略) (「いじめられている君へ」朝日新聞デジタル 2012.8.1 より)

■ 男女の人形（絵）



学級活動ノート

月 日()

『 』 っってなに？	年 組 名 前
<p>これってホント？ 人間○×クイズ10問</p> <p>① 人間は男か女かのどちらかに分けられる。 []</p> <p>② 男子が赤いランドセルを使うのはおかしい。 []</p> <p>③ 女子はおとなしくしている方がいい。 []</p> <p>④ 男の人が女言葉でしゃべるのはふざけているからだ。 []</p> <p>⑤ 男の人でもスカートをはきたいと思っている人がいる。 []</p> <p>⑥ はるな愛さんは男のからだで女の心をもっていた。 []</p> <p>⑦ 男から女に、女から男に性別をかえる人がいる。 []</p> <p>⑧ 男の人は女の人をスキになるのがあたりまえだ。 []</p> <p>⑨ スキになる人が女だったり男だったりする人がいる。 []</p> <p>⑩ 日本では、男どうし、女どうしの結婚はみとめられている。 []</p> <p> L = [] ... G = [] ... B = [] ... T = [] ... </p> <p>※ [] には読み方を、…以下にはその意味を書き込むことができる</p>	
<p>〔感想〕</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/>	

ビデオライブラリー 新規購入ビデオ情報

●ビデオ・DVD・図書の貸出の手続きについて

- 貸出申込：センター内で貸出しを申し込むときには、貸出しを希望する資料に貸出申込書を添えて受付に提出してください。郵送又はFAXの場合は貸出申込書を印刷して申し込んでください。
- ビデオ・DVDは郵送による貸出も可能です。希望される方は長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）までご連絡下さい。（お送りする際の送料及び返却時の送料は利用者負担になります。）
- 貸出数：ビデオ・DVDは1人1回3本以内、
図書1人1回5冊以内（郵送による貸出はできません）
- 貸出期間：2週間以内

〈問い合わせ先〉

長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）

長崎市大黒町 3-1 交通産業ビル 4 階

電話：095-826-2585 FAX：095-826-4874

URL <http://www.pref.nagasaki.jp/section/jinken/index.html>

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間(分)	内容	備考
273	壁をこえて ーハンセン病問題・ 菊池恵楓園の 歴史に学ぶー	DVD	実写	児童 〜 大人	30 分 ／ 40 分	ハンセン病問題及びハンセン病療養所の歴史は大変複雑な経過をたどっており、それらを学ぶ際には戸惑ってしまうことが少なくありません。このビデオは、ハンセン病問題、差別の問題を自分のこととしてとらえ、真実を見つめ正しい理解をもつための足がかりとなるものです。	
274 277	企業活動に 人権の視点を	DVD	実写	企業 ・ 一般	103	平成 14 年度から平成 25 年度に、各地で開催された「企業の社会的責任と人権セミナー」において、CSR と人権課題に積極的に取り組まれている企業の発表事例の中から、関心の高いテーマに関する事例を分かりやすくまとめたものです。 (例) 障害者・高齢者雇用、ワーク・ライフ・バランス、人権に関する社会貢献 など	5 事例 解説
275 276	ハンセン病問題 ○過去からの証言、 未来への提言 ○家族で考える ハンセン病	DVD	実写	行政 ・ 企業等	56 分 ／ 20 分	ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の 人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておきたいハンセン 病問題に関する歴史的経緯や当時の社会情勢、問題の本質 等について分かりやすくまとめたものです。また、広く一般 の方を対象にした啓発にも活用できる映像も併せて収録して あります。	
278	シリーズ映像で見る 人権の歴史 第 2 巻 江戸時代の身分制度 と差別された人々	DVD	実写	小学生 〜	15	中世に始まったすべての身分が、居住地や税制、戸籍などで 身分が固定され、江戸時代に「制度化」されたことを分かり やすく解説しています。また、部落差別の学習を通して、「い じめ」の問題を考えることなど発展的に学習できる工夫を加 え、江戸時代の身分制度が決して現在の社会問題と無関係で ないことを示唆しています。	
279	新・人権入門	DVD	ドラマ	行政 ・ 企業等	25	職場の人権について考えるのが難しい時代です。共に働く人 間の年代や性別、国籍も多様化が進み、メール・SNS 等の発 達によるコミュニケーション手段も変化しています。このよ うな状況をふまえ、実際の出来事をショートドラマとして構 成し、当事者意識をもって視聴できる教材です。	字幕版 付き
280	み〜つけた	DVD	アニメ	小学生	18	子どもたちが集団における他人とのかかわりの中で、相互に 認め合うことの素晴しさや、そのための自己表現（コミュニ ケーション）することの大切さを描いた作品です。生きるこ との素晴しさや命の尊さについて考えるきっかけを提供する 教材です。	
281	聲の形	DVD	ドラマ	中学生 〜	30	原作の「聲の形（こえのかたち）」（講談社）は、現代の子ど ものリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障がい者との共生」 などのテーマを、読者が自然に考えることのできる作品です。 原作を基本にしたドラマ形式の道徳教材ドラマです。	字幕版 付き
282	未来ー SNS の罠ー	DVD	実写	中・ 高校生	18	現役の中学生・高校生が SNS を利用して広がる、いじめ、 危険ドラッグへのアクセスについて、その要因と自分たちが とるべき対応について、体験を交え、話し合い、問題解決へ のヒントを探る内容の教材です。	



じんけん ながさき

(人権啓発資料 26 人権・同和教育と啓発をすすめるために)

平成29年3月発行

発行 長崎県県民生活部人権・同和对策課

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

TEL 095-824-1111 (内線2321)

直通 095-826-2585